

平成 27 年 10 月 26 日

安曇野市教育委員会

平成 27 年 10 月 定例会

会議議案

安曇野市教育委員会

<b>議案第1号</b>	教育部 学校教育課
平成27年10月26日提出	(課長)古幡彰 (担当室長)飯嶋正成

タイトル	安曇野市中間教室設置条例の一部改正について
決定を要する事項の内容	条例の改正に伴う協議
要旨	<p>豊科公民館の大規模改修完了後、中間教室「けやきの家」「ねむの木」を豊科公民館内に配置することとなります。</p> <p>教育相談室とのより一層の連携を図るため、名称を「教育支援センター」とし、安曇野市適応指導教室（中間教室）と安曇野市教育相談室を置くものです。</p>
説明	<p>安曇野市中間教室設置条例（平成17年安曇野市条例第223号）の表題を安曇野市教育支援センター条例に改称。</p> <p>事業として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 不登校児童生徒のための適応指導教室の実施に関すること。</li> <li>(2) 市内に住所を有する子ども及び保護者、教職員等への教育相談事業に関すること。</li> <li>(3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事業に関すること。</li> </ul> <p>を行います。</p> <p>施行日：平成28年4月1日</p> <p>【今後の対応】</p> <p>安曇野市中間教室管理規則・安曇野市教育相談室設置要綱等必要な改正を行います。</p>

## 安曇野市中間教室設置条例の一部を改正する条例

安曇野市中間教室設置条例（平成17年安曇野市条例第223号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 安曇野市教育支援センター条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、不登校、就学等の問題を抱える子どもの適応指導及び自立に向けた相談支援並びに保護者、教職員等に対する教育相談活動を実施するため、安曇野市教育支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

第2条中「安曇野市中間教室」を「支援センター」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	位置
安曇野市教育支援センター	安曇野市豊科4289番地1

同条に次の1項を加える。

2 支援センターに次の教室及び相談室を置く。

- (1) 安曇野市適応指導教室
- (2) 安曇野市教育相談室

第3条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。

（管理）

第3条 支援センターは、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（事業）

第4条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 不登校児童生徒のための適応指導教室の実施に関すること。
- (2) 市内に住所を有する子ども及び保護者、教職員等への教育相談事業に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事業に関すること。

（職員）

第5条 支援センターに必要な職員を置く。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○安曇野市中間教室設置条例（平成17年安曇野市条例第223号）

改正後	改正前										
<u>安曇野市教育支援センター条例</u>	<u>安曇野市中間教室設置条例</u>										
<u>(設置)</u>	<u>(設置)</u>										
<p><u>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、不登校、就学等の問題を抱える子どもたちの適応指導及び自立に向けた相談支援並びに保護者、教職員等に対する教育相談活動を実施するため、安曇野市教育支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。</u></p>	<p><u>第1条 不登校児童・生徒を対象に、学校復帰に向けての指導及び援助を行うことを目的として安曇野市中間教室を設置する。</u></p>										
<u>(名称及び位置)</u>	<u>(名称及び位置)</u>										
<p><u>第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p>	<p><u>第2条 安曇野市中間教室の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p>										
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>安曇野市教育支援センター</td><td>安曇野市豊科4289番地1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	安曇野市教育支援センター	安曇野市豊科4289番地1	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>けやきの家</td><td>安曇野市豊科5731番地1</td></tr><tr><td>ねむの木</td><td>安曇野市豊科5228番地12</td></tr></tbody></table>	名称	位置	けやきの家	安曇野市豊科5731番地1	ねむの木	安曇野市豊科5228番地12
名称	位置										
安曇野市教育支援センター	安曇野市豊科4289番地1										
名称	位置										
けやきの家	安曇野市豊科5731番地1										
ねむの木	安曇野市豊科5228番地12										
<p><u>2 支援センターに次の教室及び相談室を置く。</u></p>											
<p><u>(1) 安曇野市適応指導教室</u></p>											
<p><u>(2) 安曇野市教育相談室</u></p>											
<u>(管理)</u>											
<p><u>第3条 支援センターは、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</u></p>											
<u>(事業)</u>											
<p><u>第4条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。</u></p>											

改正後	改正前
(1) 不登校児童生徒のための適応指導教室の実施に関すること。	
(2) 市内に住所を有する子ども及び保護者、教職員等への教育相談事業に関すること。	
(3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事業に関すること。	
<u>(職員)</u>	
第5条 支援センターに必要な職員を置く。	
(委任)	
第6条 (略)	
	(委任)
	第3条 (略)

<b>議案第2号</b>	教育部 図書館交流課
平成27年10月26日提出	(課長)高嶋俊明 (担当)小林敬治

タイトル	安曇野市図書館条例の一部改正について
決定を要する事項の内容	三郷図書館・堀金図書館の住所変更についての協議
要旨	既に三郷文化公園体育館内に仮設運営している三郷図書館と現在堀金支所2階の改修により、平成28年4月1日に移転開館予定の堀金図書館について、条例第2条第2項に定める位置についての条例改正を行うものです。
説明	<p>1. 住所変更の説明</p> <p>三郷公民館の耐震補強改修工事に伴い、従来の三郷図書館の位置に「南部地域包括支援センター」の事務所を配置することになりました。したがって、三郷図書館は平成27年7月1日から三郷文化公園体育館ラウンジ内に仮設図書館を設置して、移転開館しております。</p> <p>また、現在堀金支所の改修工事を行っておりますが、改修後の堀金支所2階に新たな堀金図書館を平成28年4月1日に開館する予定です。</p> <p>これに伴い、三郷図書館及び堀金図書館の住所を変更する条例改正を行うものです。</p> <p>【説明資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 改正条文</li> <li>(2) 新旧対照表</li> </ul>

### (1) 条例改正文

#### 安曇野市図書館条例の一部を改正する条例

安曇野市図書館条例（平成18年安曇野市条例第23号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項の表中「4810番地1」を「4775番地3」に、「2753番地1」を「2750番地1」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の表の改正規定（「4810番地1」を「4775番地3」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

○安曇野市図書館条例（平成18年安曇野市条例第23号）

改正後		改正前			
(名称及び位置)					
第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。					
名称	位置	(名称及び位置)			
安曇野市中央図書館	安曇野市穂高6765番地2	安曇野市中央図書館	安曇野市穂高6765番地2		
2 図書館に分館を置き、名称及び位置は、次のとおりとする。		2 図書館に分館を置き、名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称	位置	名称	位置		
安曇野市豊科図書館	安曇野市豊科5609番地3	安曇野市豊科図書館	安曇野市豊科5609番地3		
安曇野市三郷図書館	安曇野市三郷明盛4775番地3	安曇野市三郷図書館	安曇野市三郷明盛4810番地1		
安曇野市堀金図書館	安曇野市堀金烏川2750番地1	安曇野市堀金図書館	安曇野市堀金烏川2753番地1		
安曇野市明科図書館	安曇野市明科中川手6814番地1	安曇野市明科図書館	安曇野市明科中川手6814番地1		

<b>議案第3号</b>	教育部 学校教育課
平成27年10月26日提出	(課長)古幡 彰 (担当)藤澤 一渡

タイトル	安曇野市学校の通学区域に関する規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	規則の一部改正に伴う協議
要旨	<p>1 安曇野市学校の通学区域に関する規則第2条に定める別表の通学区の一部を改正するものです。</p> <p>2 施行時期 平成27年11月1日</p>
説明	<p>平成27年4月21日付安曇野市立学校通学区域審議会の答申を受け、穂高東中学校及び穂高西中学校の通学区域について変更する。</p> <p>1 改正部分 穂高区上原地区の通学区を以下のとおり変更する。            「改正前」 穂高区（上原地区）・・・穂高西中学校            「改正後」 穂高区（上原地区）・・・穂高東中学校</p> <p>2 施行時期等 来年度入学する生徒への入学通知等の事務処理を円滑に進めるため、施行期日を平成27年11月1日とする。なお、現在、該当地域内で就学指定校変更願を承認されている生徒及び施行日以降の転入者については、以下の対応とする。</p> <p>(1) 就学指定校願を承認されている在校生 規則改正施行日を持って、就学指定校変更期間を満了とする。生徒・保護者に対し期間満了（取消）の通知を発送予定。            （通学校の変更はありません。）</p> <p>(2) 平成28年度入学者及び規則改正施行日以降の転入者 住民基本台帳システムの設定を変更する。（穂高区は全て穂高東中学校とする。）</p> <p>3 周知等について 平成27年8月24日 通学区域変更のお知らせの配布            （穂高南小学校、穂高西小学校、穂高東中学校、穂高西中学校へ全校配布）            平成27年9月9日 通学区域変更説明会の開催            平成27年9月16日 広報「あづみの」9月号へ掲載</p>

安曇野市学校の通学区域に関する規則を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

安曇野市学校の通学区域に関する規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条中）

安曇野市立穂高東中学校	矢原区、白金区、等々力区、等々力町区、穂高町区、穂高区（上原地区を除く）、狐島区、久保田区、柏原区、柏矢町区
安曇野市立穂高西中学校	穂高区（上原地区）、青木花見区、島新田区、橋爪区、耳塚区、富田区、豊里区、小岩岳区、嵩下区、新屋区、古厩区、立足区、牧区、塙原区

」を

安曇野市立穂高東中学校	矢原区、白金区、等々力区、等々力町区、穂高町区、穂高区、狐島区、久保田区、柏原区、柏矢町区
安曇野市立穂高西中学校	青木花見区、島新田区、橋爪区、耳塚区、富田区、豊里区、小岩岳区、嵩下区、新屋区、古厩区、立足区、牧区、塙原区

に改正する。

附 則

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

安曇野市学校の通学区域に関する規則を改正する規則

安曇野市学校の通学区域に関する規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

学校名	通学区
安曇野市立穂高東中学校	矢原区、白金区、等々力区、等々力町区、穗高町区、穂高区、狐島区、久保田区、柏原区、柏矢町区
安曇野市立穂高西中学校	青木花見区、島新田区、橋爪区、耳塚区、富田区、豊里区、小岩岳区、嵩下区、立足区、牧区、塙原区

改正前

別表（第2条関係）

学校名	通学区
安曇野市立穂高東中学校	矢原区、白金区、等々力区、等々力町区、穗高町区、穂高区（上原地区を除く。）、狐島区、久保田区、柏原区、柏矢町区
安曇野市立穂高西中学校	穂高区（上原地区）、青木花見区、島新田区、橋爪区、耳塚区、富田区、豊里区、小岩岳区、嵩下区、新屋区、古厩区、立足区、牧区、塙原区

<b>議案第4号</b>	教育部 学校教育課
平成27年10月26日提出	(課長) 古幡 彰 (担当) 藤澤 一渡

タイトル	安曇野市交通安全条例施行規則の一部改正及び安曇野市交通安全推進協議会事務局設置規程の制定について
決定を要する事項の内容	規則の一部改正及び事務局設置規程の新設に伴う協議
要旨	<p>1 安曇野市交通安全条例施行規則 通学路交通安全プログラムの取組み及び専門部会の設置、事務局設置の規定を追加する。</p> <p>2 安曇野市交通安全推進協議会事務局設置規程 規則の一部改正に伴い、啓発（市民生活部）・整備（都市建設部）・教育（教育委員会）の横断的な事務連携を行うために新たに事務局設置規程を制定する。</p> <p>3 施行時期 公布の日から施行する。</p>
説明	<p>平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年度の通学路の緊急合同点検以降、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組み」を推進する体制づくり、基本方針（通学路交通安全プログラム）の策定が文部科学省、国土交通省、警察庁から求められている。</p> <p>当市においても、国から示された基本方針案を基に推進体制の構築、基本方針案を平成27年9月2日開催の交通安全推進協議会に提案し承認を受けました。</p> <p>1 規則改正部分 安曇野市交通安全条例施行規則 第2条に「通学路交通安全プログラムに関する事項」を追加。 第5条に「部会の設置」の規定を追加。 第6条に「事務局」の規定を追加。</p> <p>2 規程制定 安曇野市交通安全推進協議会事務局設置規程 現在の事務局体制は、市民生活部地域づくり課、都市建設部監理課、都市建設部建設課により構成されており、安曇野市教育委員会教育部学校教育課が加わることで、通学路の交通安全の取組みをより推進することを目的とし、事務局設置規程を新たに制定する。</p>

安曇野市交通安全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

安曇野市長

安曇野市規則第 号

安曇野市交通安全条例施行規則の一部を改正する規則

安曇野市交通安全条例施行規則（平成20年安曇野市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）通学路交通安全プログラムに関する事項

第3条第2項中「委嘱」の次に「又は任命」を加える。

第4条第2項を削る。

第11条を第13条とし、第5条から第10条までを2条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の2条を加える。

（部会の設置）

第5条 協議会は、第2条に掲げた職務を円滑に実施すため専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

（事務局）

第6条 協議会に事務局を置く。

別記様式中「第10条関係」を「第12条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○安曇野市交通安全条例施行規則（平成20年安曇野市規則第2号）

改正後	改正前
(交通安全推進協議会)	(交通安全推進協議会)
第2条 条例第6条に規定する安曇野市交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議し推進する。	第2条 条例第6条に規定する安曇野市交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議し推進する。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
<u>(4) 通学路交通安全プログラムに関する事項</u>	<u>(4) 通学路交通安全プログラムに関する事項</u>
(5) (略)	(5) (略)
(組織等)	(組織等)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。	2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する者。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
3～6 (略)	3～6 (略)
(会議等)	(会議等)
第4条 (略)	第4条 (略)

改正後	改正前
<p><u>（部会の設置）</u></p> <p><u>第5条 協議会は、第2条に掲げた職務を円滑に実施すため専門部会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 前項の専門部会の運営に關し、必要な事項は会長が別に定める。</u></p>	<p><u>2 協議会の庶務は、市民生活部地域づくり課において処理する。</u></p>
	<p><u>（交通指導員）</u></p> <p><u>第5条 （略）</u></p> <p><u>2 （略）</u></p>
	<p><u>（任務）</u></p> <p><u>第6条 （略）</u></p>

改正後	改正前
(任期)	(任期)
<u>第9条</u> (略)	<u>第7条</u> (略)
2 (略)	2 (略)
(会議)	(会議)
<u>第10条</u> (略)	<u>第8条</u> (略)
(被服等の貸与)	(被服等の貸与)
<u>第11条</u> (略)	<u>第9条</u> (略)
2 (略)	2 (略)
(遵守事項)	(遵守事項)
<u>第12条</u> (略)	<u>第10条</u> (略)
(補則)	(補則)
<u>第13条</u> (略)	<u>第11条</u> (略)

改正後	改正前
別記様式（第12条関係） （略）	別記様式（第10条関係） （略）

○安曇野市交通安全条例施行規則（改正後全文及び説明）

平成20年2月1日規則第2号

改正

平成20年3月28日規則第6号

平成22年3月29日規則第1号

平成23年4月1日規則第14号

平成26年2月17日規則第1号

安曇野市交通安全条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、安曇野市交通安全条例（平成17年安曇野市条例第140号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（交通安全推進協議会）

第2条 条例第6条に規定する安曇野市交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議し推進する。

- (1) 安曇野市交通安全事業計画に関する事項
- (2) 交通道徳の高揚に関する事項
- (3) 交通安全施設等の整備に関する事項
- (4) 通学路交通安全プログラムに関する事項
- (5) その他交通安全に必要な事項

【説明】第2条4号の追加

平成24年度の通学路緊急合同点検以降、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組み」を推進する体制づくり、基本方針（通学路交通安全プログラム）の策定が文部科学省、国土交通省、警察庁から求められています。

（組織等）

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

【説明】第3条2項に「任命」を追加

市民生活部長、都市計画部長、教育部長が含まれるため

(会議等)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(部会の設置)

第5条 協議会は、第2条に掲げた職務を円滑に実施するため専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

**【説明】第5条の追加**

通学路安全プログラム(合同点検等)の実施に係るため、協議会の関係委員により協議、確認をすることで、関係団体への連携が取れます。

(事務局)

第6条 協議会には事務局を置く。

2 協議会の庶務は、~~市民生活部地域づくり課において~~処理する。

**【説明】第6条の追加**

交通安全の推進において、啓発(市民生活部)、整備(都市建設部)、教育(教育部)の横断的な事務連携が必要不可欠であります。このため、別に「安曇野市交通安全推進協議会事務局設置規程」を定め、市民生活部地域づくり課、都市建設部監理課、都市建設部建設課、安曇野市教育委員会教育部学校教育課の連携体制を確立します。

なお、現状の規則第4条の協議会の庶務についての規程は、事務局設置規程に記載いたします。

(交通指導員)

第7条 条例第7条に規定する交通指導員（以下「指導員」という。）は、市内に在住し、交通安全に関する知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 前項の場合において、指導員の定数は、15人以内とする。

(任務)

第8条 指導員の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 街頭指導に関すること。
- (2) 市民の交通安全思想の高揚及び指導啓発に関すること。
- (3) 交通安全に関する意見の提出に関すること。
- (4) その他交通安全の推進に関すること。

(任期)

第9条 指導員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、指導員が次の各号のいずれかに該当したときは、解任することができる。

- (1) 自己の都合により辞任を申し出たとき。
- (2) 前条各号に掲げる事項を遵守しなかったとき。
- (3) その他指導員としてふさわしくない行動があったとき。

(会議)

第10条 市長は、指導員の職務に係る研修及び相互の連絡を行うため、指導員会議を招集すること

ができる。

(被服等の貸与)

第11条 市長は、指導員に次に掲げる被服等を貸与する。

- (1) 制服 1式
- (2) ヘルメット及び帽子 各1個
- (3) 交通腕章 1枚
- (4) 指導員記章 1個
- (5) 雨具 1着
- (6) 警笛 1個

2 指導員は、任期が満了したとき、前項各号に掲げる被服等を速やかに市長に返納しなければならない。

(遵守事項)

第12条 指導員は、任務を遂行するに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 常に身分証明書（別記様式）を携帯し、制服、ヘルメット又は帽子及び左腕に交通腕章を着用し、左胸に指導員記章をはい用すること。
- (2) 警察官の職権行為及びこれと紛らわしい行為をしないこと。
- (3) 交通事故に十分留意し、自ら傷害を受けることのないよう注意すること。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後最初に委嘱する委員及び指導員の任期は、第3条又は第7条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成20年3月28日規則第6号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日規則第1号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月17日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第12条関係）

安曇野市訓令第 号

安曇野市交通安全推進協議会事務局設置規程を次のように定める。

平成 27 年 月 日

安曇野市長 宮澤宗弘

安曇野市交通安全推進協議会事務局設置規程

(設置)

第1条 安曇野市交通安全条例施行規則（平成20年規則第2号。以下「規則」という。）第2条に掲げる事項を円滑に処理するため、安曇野市交通安全推進協議会事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

(組織)

第2条 事務局は、別表に掲げる関係課により構成する。

- 2 事務局に事務局長を置き、市民生活部地域づくり課長をもって充てる。
- 3 事務局に係る総合調整及び庶務は、市民生活部地域づくり課が所掌する。

附 則

この訓令は、平成27年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

関係課名
安曇野市市民生活部地域づくり課
安曇野市都市建設部監理課
安曇野市都市建設部建設課
安曇野市教育委員会教育部学校教育課

<b>議案第5号</b>	教育部 生涯学習課
平成27年10月26日提出	(課長)蓮井昭夫 (担当)久保田剛生

タイトル	社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱の一部改正について
決定を要する事項の内容	要綱の一部改正に係る協議
要旨	当市の減免基準は、その殆どの団体が減免団体となっている現状にあります。減免制度の基本的な考え方は、教育文化の振興や障がい者などの社会的弱者への配慮といった「政策的特例措置」であるため、「受益と負担の公平化」を十分考慮し、公平性の度合いや負担能力等から真にやむ得ないものに限定します。従って、社会教育施設を使用する減免団体の登録基準を厳格化・明確化するため、所要の改正を行うもの。
説明	<p>1. 改正の要旨</p> <p>①「第2条第2号」について          　ア 「定期的」の内容を明確化するため、「月2回以上活動し、1回の活動が5人以上であること。」を加える。          　イ 「文化祭、スポーツ大会その他の機会を設け定期的にその成果を広く発表していること。」について、成果を発表する目的ではなく、健康増進等を目的としている団体もあるため削除する。</p> <p>②「第2条第3号」について          　ア 「団体」としての扱いを明確化するため、「会員数は10人以上」を加える。</p> <p>③「第2条第4号」について          　ア 「団体の会員の構成」を厳正化するため、「安曇野市に住所を有する者及び安曇野市内に勤務する者が、会員総数の3分の2以上であること。」を、全ての会員が安曇野市に関係する「安曇野市に住所を有する者、安曇野市内に勤務する者及び安曇野市内に在学する者であること。」に改める。</p> <p>④「毎年1月31日までに教育委員会に申請するものとする。」とあるが、現状1月31日までに教育委員会に申請することが困難であるため改正する。</p> <p>⑤様式について          　上記改正に伴い、様式を明確化するため改正する。</p> <p>2. 施行日          　平成28年1月1日から施行し、平成28年4月1日以後の施設の使用について適用する。</p>

安曇野市教育委員会告示第 号

社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱（平成 18 年安曇野市教育委員会告示第 17 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐木 博夫

第 2 条第 2 号中「活動し、文化祭、スポーツ大会その他の機会を設け定期的にその成果を広く発表していること。」を、「月 2 回以上活動し、1 回の活動が 5 人以上であること。」に改める。

第 2 条第 3 号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 団体の会員数は、10 人以上とする。ただし、1 人が同種目の団体に重複登録することは認めない。

第 2 条第 4 号中「及び安曇野市内に勤務する者が、会員総数の 3 分の 2 以上であること。」を、「、安曇野市内に勤務する者及び安曇野市内に在学する者であること。」に改める。

第 3 条第 3 項を次のように改める。

3 前項の申請は、毎年度教育委員会に申請するものとする。

「  
　　活動内容  
　　及び  
　　発表会機会等  
」  
　　を  
「  
　　活動内容  
」  
に改め、

「  
　　市内在住者・在勤者 人、市外在住者 人、計 人  
」

「  
　　市内在住者 人・在勤者 人・在学者 人、計 人  
」  
に改め、

「  
　　安曇野市スポーツ少年団・安曇野市体育協会・芸術文化協会  
　　市内企業名 ( ) 学校名 ( )  
　　※学校所属の場合は、部活・社会体育の別を明記してください。  
」

「  
　　安曇野市スポーツ少年団・安曇野市体育協会・芸術文化協会  
　　市内企業名 ( ) 学校名 ( )  
　　※安曇野市スポーツ少年団・安曇野市体育協会・芸術文化協会の場合は、○で  
　　囲み、市内企業、学校所属の場合は、名称を明記ください。  
」  
に改め、

備考

を

登録基準

1. 団体加入への門戸が広く一般に開放されていること。
2. 会員の相互の連帯と、教養、文化、福祉、心身の健康の向上を図ることを目的に継続的かつ定期的に月2回以上活動し、1回の活動が5人以上であること。
3. 団体の会員数は、10人以上とする。ただし、1人が同種目の団体に重複登録することは認めない。
4. 団体の会員の構成は、安曇野市に住所を有する者、安曇野市内に勤務する者及び安曇野市内に在学する者であること。ただし、安曇野市体協及び芸術文化協会等に加盟している団体は、この限りでない。

に改める。

(安曇野市 社会教育施設使用料減免団体登録申請書 添付資料) 中

住 所 (市内企業勤務者の場合は企業名)

を

住 所

(市内企業勤務者の場合は企業名、市内在学者は学校名)

に改める。

様式第3号中

活動内容  
及 び  
発表会機会等

を

活動内容

に改め、

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱の規定は、平成28年4月1日以後の施設の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

新旧対照表

改正後	改正前
○社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱 平成18年8月23日教育委員会告示第17号	○社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱 平成18年8月23日教育委員会告示第17号
改正	改正
平成26年3月26日教委告示第9号 平成26年6月30日教委告示第28号 平成27年1月1日教委告示第30号  社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱 (趣旨)	平成26年3月26日教委告示第9号 平成26年6月30日教委告示第28号 平成27年1月1日教委告示第30号  社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱 (趣旨)
第1条 この要綱は、安曇野市公民館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第24号）、安曇野市体育施設管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第25号）及び安曇野市学校施設使用条例施行規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第23号）の規定に基づき、社会教育の振興に資する活動を行っている団体に対して、社会教育施設の使用に当たり使用料の減免を受ける資格を付与するための手続に關し、必要な事項を定めるものとする。 (登録基準)	第1条 この要綱は、安曇野市公民館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第24号）、安曇野市体育施設管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第25号）及び安曇野市学校施設使用条例施行規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第23号）の規定に基づき、社会教育の振興に資する活動を行っている団体に対して、社会教育施設の使用に当たり使用料の減免を受ける資格を付与するための手続に關し、必要な事項を定めるものとする。 (登録基準)
第2条 減免の資格を有する団体の登録にあたっての基準は、次の各号のいづれにも該当する団体とする。 (1) 団体加入への門戸が広く一般に開放されていること。 (2) 会員の相互の連帶と、教養、文化、福祉、心身の健康の向上を図ることを目的に継続的かつ定期的に活動し、文化祭、スポーツ大会その他の機会を設け定期的にその成果を広く発表していること。 (3) 団体の会員数は、10人以上とする。ただし、1人が同種目の団体に重複登録することは認めない。	第2条 減免の資格を有する団体の登録にあたっての基準は、次の各号のいづれにも該当する団体とする。 (1) 団体加入への門戸が広く一般に開放されていること。 (2) 会員の相互の連帶と、教養、文化、福祉、心身の健康の向上を図ることを目的に継続的かつ定期的に活動し、文化祭、スポーツ大会その他の機会を設け定期的にその成果を広く発表していること。 (3) 団体の会員数は、10人以上とする。ただし、1人が同種目の団体に重複登録することは認めない。
(4) 団体の会員の構成は、安曇野市に住所を有する者、安曇野市内に勤務する者及び安曇野市内に在学する者であること。ただし、安曇野市体協及び芸術文化協会等に加盟している団体は、この限りでない。 (申請等)	(4) 団体の会員の構成は、安曇野市に住所を有する者、安曇野市内に勤務する者及び安曇野市内に在学する者であること。ただし、安曇野市体協及び芸術文化協会等に加盟している団体は、この限りでない。 (申請等)
第3条 減免資格を有する団体として登録を申請する者は、安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。	第3条 減免資格を有する団体として登録を申請する者は、安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

改正後	改正前
2 教育委員会は、前項の申請書を審査し、減免資格を有する団体として登録する場合は、安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録台帳（様式第2号）に記載するとともに、安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録通知書（様式第3号。以下「登録通知書」という。）及び安曇野市社会教育施設減免団体登録証明書（様式第4号。以下「登録証明書」という。）を交付するものとする。 3 前項の申請は、毎年度教育委員会に申請するものとする。	2 教育委員会は、前項の申請書を審査し、減免資格を有する団体として登録する場合は、安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録台帳（様式第2号）に記載するとともに、「登録通知書」という。）及び安曇野市社会教育施設減免団体登録証明書（様式第4号。以下「登録証明書」という。）を交付するものとする。 3 前項の申請は、毎年1月31日までに教育委員会に申請するものとする。  し、同日後に新たに、団体を設立、前条の登録基準に該当する等の場合には、この限りでない。
4 申請書の記載事項に変更があつた場合は、直ちに申請書に登録通知書及び登録証明書を添付して提出するものとする。	4 申請書の記載事項に変更があつた場合は、直ちに申請書に登録通知書及び登録証明書を添付して提出するものとする。
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
1 この要綱は、公布の日から施行する。 (経過措置)	1 この要綱は、公布の日から施行する。 (経過措置)
2 平成18年度において減免資格を有する団体として登録を申請する場合は、第3条第3項の規定中「毎年1月31日」とあるのは「平成18年8月31日」と読み替えるものとする。 附 則（平成26年3月26日教委告示第9号） この告示は、平成26年4月1日から施行する。 附 則（平成26年6月30日教委告示第28号） この告示は、平成26年7月1日から施行する。 附 則（平成27年1月1日教委告示第30号） この告示は、平成27年1月1日から施行する。 様式第1号（第3条関係）	2 平成18年度において減免資格を有する団体として登録を申請する場合は、第3条第3項の規定中「毎年1月31日」とあるのは「平成18年8月31日」と読み替えるものとする。 附 則（平成26年3月26日教委告示第9号） この告示は、平成26年4月1日から施行する。 附 則（平成26年6月30日教委告示第28号） この告示は、平成26年7月1日から施行する。 附 則（平成27年1月1日教委告示第30号） この告示は、平成27年1月1日から施行する。 様式第1号（第3条関係）

改正後		改正前																																									
安曇野市社会教育施設使用料減免団体（登録・変更）申請書		安曇野市社会教育施設使用料減免団体（登録・変更）申請書																																									
年 月 日 安曇野市教育委員会		年 月 日 安曇野市教育委員会																																									
申請者 安曇野市社会教育施設を使用するにあたり、減免措置を受けたいので申請します。		申請者 安曇野市社会教育施設を使用するにあたり、減免措置を受けたいので申請します。																																									
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">団体名 (グループ名)</td> <td colspan="2">新規・更新 ※該当に○</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>氏 名</td> <td>連絡先</td> <td>※必ず連絡の取れるものを記入</td> </tr> <tr> <td>事務責任者</td> <td>氏 名</td> <td>連絡先</td> <td>※必ず連絡の取れるものを記入</td> </tr> <tr> <td>使用目的名</td> <td colspan="2">活動内容</td> <td>活動内容 及び発表機会等</td> </tr> <tr> <td>定期活動日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </table>		団体名 (グループ名)		新規・更新 ※該当に○		代表者	氏 名	連絡先	※必ず連絡の取れるものを記入	事務責任者	氏 名	連絡先	※必ず連絡の取れるものを記入	使用目的名	活動内容		活動内容 及び発表機会等	定期活動日				<table border="1"> <tr> <td colspan="2">団体名 (グループ名)</td> <td colspan="2">新規・更新 ※該当に○</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>氏 名</td> <td>連絡先</td> <td>※必ず連絡の取れるものを記入</td> </tr> <tr> <td>事務責任者</td> <td>氏 名</td> <td>連絡先</td> <td>※必ず連絡の取れるものを記入</td> </tr> <tr> <td>使用目的名</td> <td colspan="2">活動内容</td> <td>活動内容 及び発表機会等</td> </tr> <tr> <td>定期活動日</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </table>		団体名 (グループ名)		新規・更新 ※該当に○		代表者	氏 名	連絡先	※必ず連絡の取れるものを記入	事務責任者	氏 名	連絡先	※必ず連絡の取れるものを記入	使用目的名	活動内容		活動内容 及び発表機会等	定期活動日			
団体名 (グループ名)		新規・更新 ※該当に○																																									
代表者	氏 名	連絡先	※必ず連絡の取れるものを記入																																								
事務責任者	氏 名	連絡先	※必ず連絡の取れるものを記入																																								
使用目的名	活動内容		活動内容 及び発表機会等																																								
定期活動日																																											
団体名 (グループ名)		新規・更新 ※該当に○																																									
代表者	氏 名	連絡先	※必ず連絡の取れるものを記入																																								
事務責任者	氏 名	連絡先	※必ず連絡の取れるものを記入																																								
使用目的名	活動内容		活動内容 及び発表機会等																																								
定期活動日																																											
主たる使用施設名		主たる使用施設名																																									
構成員の数		構成員の数																																									
所属		所属																																									

改正後		改正前	
登録基準	添付書類	備考	添付書類
		1. 団体加入への門戸が広く一般に開放されていること。 2. 会員の相互の連帯と、教養、文化、福祉、心身の健康の向上を図ることを目的に継続的かつ定期的に月2回以上活動し、1回の活動が5人以上であること。 3. 団体の会員数は、10人以上とする。ただし、1人が同種目の団体に重複登録することは認めない。 4. 団体の会員の構成は、安曇野市に住所を有する者、安曇野市内に勤務する者及び安曇野市内に在学する者であること。ただし、安曇野市体協及び芸術文化協会等に加盟している団体は、この限りでない。	・団体構成員名簿等

※以下記入不要※

减免該當條項	・体育施設管理規則・学校施設使用条例施行規則・公民館管理規則 第_____条 第_____項 第_____号 別表第_____に該當
减免率	・施設使用料 % ·冷暖房施設使用料 % ・照明施設使用料 % ·器具等使用料 %
団体登録番号	— —   システム登録番号   パスワード

※以下記入不要※

減免該當条項	・体育施設管理規則・学校施設使用条例施行規則・公民館管 理規則		
	第_____條 第_____項 第_____號	別表第_____一	に該當
減免率	・施設使用料 ・照明施設使用料 ・器具等使用料	% % %	・冷暖房施設使用料 ・器具等使用料
団体登録番号	—	システム 登録番号	パスワード

添付資料  
社会教育施設使用料減免団体登録申請書

(安曇野市)社会教育施設使用料減免申請書(添付資料)

No.	氏名	業者名 (市内企業勤務者の場合は企業名、市内在学者は学校名) 住 所	備考
1			
2			
3			

社会教育施設使用料減免団体登録申請書		添付資料)	
No.	氏名	団体構成員名簿 （市内企業勤務者の場合は企業名）	備考
1			
2			
3			

改正後		改正前	
		4	5
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※名簿については、上記の内容がわかるものであれば任意の書式でも可。

様式第2号（第3条関係）  
様式第3号（第3条関係）  
安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録通知書

号 日 月 年 第 様  
安曇野市教育委員会 団

## 改正後

社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱第3条の規定により  
減免措置団体として登録したことを通知します。

減免該当條項		・体育施設管理規則		・学校施設使用条例施行規則	
許可条件	第____条 第____項 第____号	別表第____号	別表第____号	・公民館管理規則	・体育施設管理規則
	減免率	施設使用料 % ・照明施設使用料 %	冷暖房施設使用料 % ・器具等使用料 %	施設使用料 % ・照明施設使用料 %	冷暖房施設使用料 % ・器具等使用料 %
登録団体番号			登録団体番号		
システム登録番号	ID: PW:		システム登録番号	ID: PW:	

## 改正前

社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱第3条の規定により  
減免措置団体として登録したことを通知します。

団体名(グループ名)					
代表者	氏名	連絡先		連絡先	
住 所	〒				
事務責任者	氏名	連絡先		連絡先	
住 所	〒				
使 用 目 的 名	活動内容			活動内容 及 び 発表機会 等	
定 期 活 動 日					
主 た る 使 用 施 設					
減免該当條項		・体育施設管理規則		・学校施設使用条例施行規則	
許可条件	第____条 第____項 第____号	別表第____号	別表第____号	・公民館管理規則	・体育施設管理規則
	減免率	施設使用料 % ・照明施設使用料 %	冷暖房施設使用料 % ・器具等使用料 %	施設使用料 % ・照明施設使用料 %	冷暖房施設使用料 % ・器具等使用料 %
登録団体番号			登録団体番号		
システム登録番号	ID: PW:		システム登録番号	ID: PW:	

改正後		改正前	
1 この通知書は、社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱第3条の規定による減免団体として承認するものであります。使用する場合には、安曇野市社会教育施設減免団体登録証明書を提示し、別に使用申込書を提出してください。 2 減免団体としての有効期限は当該年度の3月31日までとします。		1 この通知書は、社会教育施設の使用に係る減免団体との登録に関するものであります。使用する場合には、安曇野市社会教育施設減免団体登録証明書を提示し、別に使用申込書を提出してください。 2 減免団体としての有効期限は当該年度の3月31日までとします。	
備 考	備 考	備 考	備 考

様式第4号（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）

## 【教育委員会定例会提出資料】

<b>議案第6号</b>	教育部 生涯学習課
平成27年10月26日提出	(課長) 蓮井昭夫 (担当) 久保田剛生

タイトル	安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金交付要綱の一部改正について
決定を要する事項の内容	要綱の一部改正に係る協議
要旨	第5条関係 安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金交付申請書（様式第1号）及び、第6条関係 安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金実績報告書（様式第2号）において、誤字が生じていることから所要の改正を行うもの。
説明	<p>1. 改正の要旨      ①様式第1号、第2号について      誤字の訂正をする。      (正) 申請者 (誤) 申請書</p> <p>2. 施行日      告示の日から施行する。</p>

安曇野市告示第 1号

安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金交付要綱（平成18年安曇野市告示第163号）  
の一部を次のように改正する。

平成27年 月 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

様式第1号及び様式第2号中「申請書」を「申請者」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

新旧対照表

改正後		改正前																					
○安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金交付要綱 様式第1号（第5条関係）		○安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金交付要綱 様式第1号（第5条関係）																					
安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金交付申請書		安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金交付申請書																					
年 月 日 (宛先) 安曇野市長	年 月 日 (宛先) 安曇野市長	年 月 日 <u>申請者</u> 住所 氏名 (団体名及び代表者名)	年 月 日 <u>申請者</u> 住所 氏名 (団体名及び代表者名)																				
		<p>印</p> <p>安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金交付要綱により、次のとおり激励金を交付されるよう申請します。</p>																					
		<p>印</p> <p>安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金交付要綱により、次のとおり激励金を交付されるよう申請します。</p>																					
		<table border="1"> <tr> <td>大 会 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出 場 種 目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登 錄 者 数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出 場 者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出場する競技会・ 発表会の内容</td> <td>予選成績 (詳細 別紙)</td> </tr> <tr> <td>開 催 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大 会 期 日</td> <td>年 月 日 ~ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交付を受けようとする激励金の額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> </tr> </table>		大 会 名		出 場 種 目		登 錄 者 数		出 場 者		出場する競技会・ 発表会の内容	予選成績 (詳細 別紙)	開 催 地		大 会 期 日	年 月 日 ~ 年 月 日	そ の 他		交付を受けようとする激励金の額	円	そ の 他	
大 会 名																							
出 場 種 目																							
登 錄 者 数																							
出 場 者																							
出場する競技会・ 発表会の内容	予選成績 (詳細 別紙)																						
開 催 地																							
大 会 期 日	年 月 日 ~ 年 月 日																						
そ の 他																							
交付を受けようとする激励金の額	円																						
そ の 他																							

改正後		改正前	
添付書類		添付書類	
・大会要項（予選会及び本大会）		・大会要項（予選会及び本大会）	
・参加申込書の写し		・参加申込書の写し	
・登録者一覧表（住所・氏名・生年月日・連絡先等）		・登録者一覧表（住所・氏名・生年月日・連絡先等）	
・予選結果		・予選結果	
様式第2号（第6条関係）		安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金実績報告書	年　月　日
安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金実績報告書	年　月　日	(宛先) 安曇野市長	申請者　住所　氏名（団体名及び代表者名）
安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金実績報告書	年　月　日	(宛先) 安曇野市長	申請者　住所　氏名（団体名及び代表者名）
(①) 安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金実績報告書		(①) 安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金実績報告書	
とおり完了したので報告します。		とおり完了したので報告します。	
完了の年月日	大会期日	完了の年月日	大会期日
大会名	年　月　日～年　月　日	大会名	年　月　日～年　月　日
出場種目		出場種目	
登録者数		登録者数	
出場者		出場者	
成績		成績	
開催地		開催地	
その他		その他	

① 安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金交付要綱により、競技会等が次のとおり完了したので報告します。

出場した競技会・発表会等の内容及び成果	完了の年月日	大会期日	完了の年月日	大会期日

改正後		改正前	
交付を受けた 激励金の額	円	交付を受けた 激励金の額	円
その他		その他	
添付書類 ・大会プログラム ・成績表		添付書類 ・大会プログラム ・成績表	

## 【教育委員会定例会提出資料】

<b>議案第7号</b>	教育部 生涯学習課
平成27年10月26日提出	(課長)蓮井 昭夫 (担当)藤森 智

タイトル	「安曇野市公民館の理念」について
決定を要する事項の内容	「安曇野市公民館の理念」の制定についての協議
要旨	<p>安曇野市公民館が、目指すべき方向を定める必要があります。時代の潮流も踏まえつつ、社会教育法第20条に定める公民館の目的の実現に向けて、「安曇野市公民館の理念」を制定します。</p>
説明	<p>安曇野市の公民館が目指すべき方向を定めるため、安曇野市公民館の理念を制定します。</p> <p>この理念に制定にあたり、社会教育法第29条第2項により、安曇野市公民館運営審議会へ諮問し、答申書及び付帯意見の提出がありました。</p> <p>つきましては、安曇野市公民館の理念を答申書の案のとおり制定したいので協議します。</p> <p>社会教育法抜粋 第29条（略） 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。</p> <p>添付資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 答申書(鑑) 安曇野市公民館の理念(案) 安曇野市公民館の理念の策定についての答申に伴う付帯意見</li> <li>2 安曇野市公民館理念の策定の経過(資料1)</li> <li>3 安曇野市公民館運営審議会委員名簿(資料2)</li> </ol>



平成27年10月8日

安曇野市中央公民館長 蓮井 昭夫 様

安曇野市公民館運営審議会  
会長 内田 昭三

答申書

平成27年7月31日付け、27生B1-3第1号「安曇野市公民館理念の策定について」の諮問について、4回にわたる審議を重ね、審議会としての意見をまとめましたので、別紙案を答申します。

また、この答申に伴い公民館の体制についての意見を合わせて提出します。

## 安曇野市公民館の理念（案）

安曇野市公民館は、社会教育法第20条で定める「市民の生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与する」目的を達成するため『安曇野市公民館の理念』を制定し、地域の社会教育機関としての役割を明確にします。

この理念の下、安曇野市公民館は常に地域住民の交流と学習の場としてあり続け、館長並びに職員は時代に即した運営を展開します。

### 1 地域づくりを地区公民館とともに進めます。

市民に最も身近な公民館は、自治公民館である地区公民館です。地域づくりは、そこに住む人々が集い交流することから始まります。

安曇野市公民館は、地区公民館と協力して地域づくりを進めます。

### 2 地域のつなぎ役として、各種団体と連携し交流を進めます。

地域には、様々な団体やグループがあります。それらが交流することで、新たな仲間や活動が生まれます。

安曇野市公民館は、各種団体などの育成とコーディネーターを務め、地域内の交流を進めます。

### 3 事業の継続性を大事にしながら、時代に即したものに発展させます。

公民館には、長い間親しまれ、地域の特性を生かした事業が数多くあります。積み重ねた事業は、市民の貴重な財産や思い出となり、地域の絆を深めます。

安曇野市公民館は、地域と人づくりに貢献する継続事業を大切にしつつ、時代に沿ったものへと展開します。

### 4 市民に最も身近な生涯学習活動の場を提供します。

市民が自らの意思に基づいて行う学習活動は、生きがいとなり、住みよい地域社会の創造に繋がります。

安曇野市公民館は、市民が生涯学習をいつでも気軽にできる場と情報の提供に努めます。

社会教育法（昭和24年法律第207号）

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 「安曇野市公民館の理念の策定について」の答申に伴う付帯意見

安曇野市公民館運営審議会は、「安曇野市公民館の理念の策定について」の答申に伴い、公民館の体制に関して下記のとおり意見を付します。

安曇野市公民館が、理念に基づきその役割を果たすため、市民の日常を大切にした人員配置と職員の人材育成を望みます。

### 記

#### 1 公民館の職員体制

##### (1) 豊科、穂高公民館

補助執行は止め、教育委員会生涯学習課所属とする。人員は、対象人口、地区公民館数が多いことを鑑み増員する。

##### (2) 三郷、堀金及び明科公民館

組織として所管は全て同一であるべきなので、補助執行から市長部局と教育委員会職員の併任（兼務）に変更する。

#### 2 中央公民館

全市的な課題解消や公民館の取りまとめ役を務める。職員を駐在させ、位置は、第一に豊科公民館、次に穂高公民館が候補として考えられる。

なお、中央公民館のあるべき姿を引き続き検討する必要がある。

#### 3 貸館管理業務

貸館管理業務の一部を外部委託しているが、職員が理念に基づく事業に専念できるよう全部委託とするなどの改善が必要である。

#### 4 協働のまちづくりとの連携

協働のまちづくり推進行動計画に基づき、連携して進めるべきである。また、主体性などを規定し積極的に行なうことが望まれる。

#### 5 大規模公民館の解消

豊科、穂高公民館を適正な規模の公民館にすることは、長野県の進める「信州型コミュニティスクール」の動向から理想的であるが、公民館新設には人口減少、コスト又地域の伝統なども考慮し、時間をかけて検討すべきことである。

当面の間は、職員の増強でカバーすることで対応することが望ましい。

#### 6 中央公民館から運営協議会形式への変更

安曇野市公民館の責任の所在が不明確になることも懸案されるので、取りまとめや全市的事業に取り組める体制の構築を検証する必要がある。

現段階では、中央公民館を継続することが望ましい。

## 安曇野市公民館の理念の策定の経過

期日	内容
27. 7. 13	教育委員会 7月定例会 資料提出
7. 14	理事者打ち合わせ
7. 23	教育委員会 7月定例会（協議）
7. 31	公民館運営審議会（①） ○諮問「安曇野市公民館理念の策定について」 1 安曇野市公民館の経過と状況、課題 2 公民館長の意見
8. 27	公民館運営審議会（②） 理念案審議 1 安曇野市公民館の理念（案）について 2 安曇野市公民館の課題解消の方向（案）について
9. 25	公民館運営審議会（③） 理念案審議 1 安曇野市公民館の理念（案）について 2 安曇野市公民館の課題解消の方向（案）について
10. 8	公民館運営審議会（④） 「安曇野市公民館の理念」の答申に伴う付帯意見（案）について ○答申「安曇野市公民館理念の策定について」 1 安曇野市公民館の理念（案） 2 答申に伴う付帯意見
10. 19	教育委員会 10月定例会 資料提出
10. 26	教育委員会 10月定例会（協議）

## 安曇野市公民館運営審議会委員

任期 自 平成26年4月 1日

至 平成28年3月31日

◎安曇野市公民館条例に基づき任期は2年、委員の定数は15人以内

No	氏名	条例等による選定区分	再任等	職歴関係	備考
1	内田 昭三	学識経験者	再任	旧豊科公民館長	会長
2	曾根原 幸人	学校教育関係者	再任	松本第一高校教員	
3	望月 芳雄	社会教育関係者	再任	元神田町地区公民館長	
4	峯村 宏	学識経験者	新任	穂高地区民生児童委員 マレット協会役員	
5	松尾 基	社会教育関係者	再任	元穂高地域体協副会長	
6	関 晏弘	社会教育関係者	再任	三郷芸術文化協会副会長	
7	佐治 良夫	社会教育関係者	再任	元中萱地区公民館長	
8	平倉 勝美	社会教育関係者	再任	旧堀金公民館報編集委員	
9	大友 博秋	社会教育関係者	再任	前扇町地区公民館長	
10	内田 浩志	社会教育関係者	新任	元堀金公民館長 元中央公民館長	
11	宮川 智江古	家庭教育関係者	再任	子ども支援ボランティア	副会長
12	堀内 照子	社会教育関係者	新任	前明科公民館サポート会議委員	
13	渡辺 春美	学識経験者	新任	前市健康づくり推進協議会委員	公募
14	田中 吉弘	学識経験者	新任	牧地区公民館役員	公募

※社会教育法第30条に基づき教育委員会が委嘱する。

## 【教育委員会定例会提出資料】

<b>議案第8号</b>	教育部 学校教育課
平成27年10月26日提出	(課長) 古幡 彰 (担当係長) 大澤 明彦

タイトル	安曇野市教育大綱の策定について
決定を要する事項の内容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に定める教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱についての協議
要旨	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(平成27年4月1日施行)に伴い、地方公共団体の長による教育に関する総合的な施策の「大綱」(以下「大綱」という。)の策定と、総合教育会議の設置が義務付けられました。</p> <p>本市における教育の基本方針は、平成22年9月に「安曇野市の教育(教育基本計画)」(平成22年度～平成25年度)を定め、平成25年度に見直しを行い平成28年3月31までの計画としておりますが、平成27年5月に行った総合教育会議において「安曇野市の教育」について必要な事項を見直し、安曇野市における教育大綱とすることが承認されました。</p> <p>○安曇野市教育大綱「安曇野市の教育」(案)別紙</p>
説明	<p>地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとされています。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第2項)</p> <p>本市においては、総合教育会議に関する事務について、教育委員会に補助執行されていることから、案を教育委員会において確認のうえ総合教育会議で決定する計画としています。</p> <p>教育委員会9月定例会において、再調整が必要とされた部分について協議するものです。</p> <p>(第2回総合教育会議の予定) 11月25日(水)午前9時30分から11時30分</p>

# 安曇野市教育大綱「安曇野市の教育」(案)

H27. 10. 26 提出

安曇野市教育大綱「安曇野市の教育」(以下「本大綱」)は、安曇野市のまちづくりの基本理念である安曇野市民憲章のもと、次に掲げる教育指針に従い、学校教育、家庭教育、幼児期の教育・保育、生涯学習、スポーツ振興、文化振興、図書館整備等のそれぞれの目標と行動計画を示したものです。

本大綱の実施期間は、策定から平成30年3月31日までとし、以後は教育目標の達成度および社会情勢の変化等を考慮し、見直すものとします。

## 教育指針

北アルプスの裾野に広がる安曇野の豊かな自然と向き合い、幼児期から生涯にわたり、先人が培ってきた歴史と文化を学ぶとともに誇りをもち、明日を切り拓くたくましい力と思いやりをもった、心豊かな国際的な市民を目指します。

### <教育指針について>

安曇野市の最大の特長は、北アルプスと筑摩山地に囲まれた安曇野の広大な田園と、その中で生活する人々が、長い歴史の中で培ってきた伝統文化と優れた芸術を生み出した地方都市であることです。

安曇野市のあらゆる年代の市民が、本市の最大の特長を理解し、これを誇りにできる市民に育つよう、生涯にわたり積極的に学び続けることを目指します。

まず、「豊かな自然」とは、先人の努力により、自然と人が共生する中で創り出された北アルプスの裾野に広がる里山と、それに続く（人々が生活している）田園や清冽な水で育つわさびの畑を指します。また、「向き合う」とは、このことを理解し大切に考え行動することを意味します。

「先人」とは、有史以来安曇野で生活したあらゆる人々を指し、「歴史」とは安曇野の古代より現代までの郷土に残る史実や言い伝え（伝説）をいい、「文化」とは安曇野の祭などの伝統芸能、道祖神や神社仏閣などの史跡、芸術文化を収めた美術館、博物館、記念館など、安曇野にある有形無形の遺産を指します。

「学ぶとともに誇りをもつ」とは、さまざまな学習活動の中で安曇野を知り、そこで育ち生活することに誇りをもつことであり、「明日を切り拓くたくましい力と思いやり」とは、安曇野で教育を受けた市民が、安曇野市の将来の繁栄と市民一人ひとりの明るい未来を創るために必要な健全な精神をもち、お互いを理解できる市民の高い資質を意味します。

さらに、「心豊かな国際的な市民」とは、日常生活や仕事の場面において、文化の異なる海外の人々とも交流ができる教養を備えた、幅広い人間性をもつ人を意味します。

## 1 学校教育

### ○ 心豊かでたくましく生きる力を育む学校教育～高い志を持って努力する子どもたちに～ 目標

安曇野市では、子どもたちを育む環境の充実に向け、学校と家庭さらに地域の人々と連携を図り、開かれた特色ある学校づくりを目指します。学校教育を支援するため、地域と一緒に連携体制の構築を図り、多様な形態の学校支援を行いながら、教員が一人ひとりの子どもと関わり合う時間の充実を図ります。

さらに、学習指導要領で目指している「生きる力」を育むために以下の施策を展開します。

- ◇ 基礎・基本を確実に身につけ、社会がどのように変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する。
- ◇ 自らを律しつつ、他人と協調し、人への思いやりと感動する心をもった豊かな人間性を育む。
- ◇ たくましく生きるための健康や体力を増進する。

### 行動計画

#### [小中学校共通の行動計画]

##### (1) 基礎学力向上のための指導の充実

- ア 少人数学級や小集団学習の推進
- イ I C T の活用などによる協働型・双方向型学習の推進

##### (2) 学びあう姿勢・態度を育成するための指導の充実

- ア 全領域の学習における主体的に学ぶ姿勢・態度の育成
- イ 総合的な学習の時間の充実
- ウ キャリア教育の推進

エ 地域の人たちがもつ優れた技能・知識と学校教育の連携強化

##### (3) 特色ある学校づくりの推進

- ア 地域に開かれた学校づくりの推進
- イ 児童・生徒が、高い志を持ち、共に学び合う学校づくりの推進
- ウ 小学校・中学校の連携を強化した学校づくりの推進（追記）

##### (4) 英語教育の充実と実践

- ア A L T 、日本人英語指導員・助手を活用した英語教育の充実と実践
- イ 海外の生活習慣・文化を知る国際理解教育の推進
- ウ 海外ホームステイ事業の実施

##### (5) 児童・生徒の就学支援活動の推進

- ア スクールサポート事業の展開による学校支援プログラムでの支援活動の推進及び安曇野市ならではの信州型コミュニティスクールの構築
- イ 特別支援教育の充実
- ウ 障がいをもつ児童・生徒の就学支援活動の推進
- エ いじめ防止、不登校児童・生徒への支援体制の強化及び中間教室等の活用と充実
- オ 教育相談の活用と充実
- カ 学校教育指導員・心の相談員の配置

## キ 就学相談委員会の充実

### (6) 食育の推進

- ア 地産地消の推進
- イ 食文化の伝統伝承
- ウ 食農教育の充実又は実践などによる食を考える教育の推進

### (7) 学校、家庭、地域との連携による教育体制の充実

- ア 地域教育協議会による学校運営の理解と参画、学校支援や学校自己評価の活用
- イ 『家庭学習のすすめ』や各校の『家庭学習の手引き』の活用による家庭学習の充実と自ら学ぶ態度の形成

### (8) 子どもの安全確保策の充実

- ア 子どもを守る安心の家、子ども安全パトロール隊の充実
- イ 青色パトロールカーを使った巡回による安全確保の推進
- ウ 地域での子どもの安全を守る関係団体との連携強化

### (9) 防災活動拠点としての学校のあり方の検討

- ア 防災教育の推進
- イ 状況に応じた避難訓練の実施
- ウ 学校備蓄品の確保
- エ 学校施設の耐震化（体育館等非構造部材等）の推進

## 〔小学校教育の行動計画〕

### (1) 児童の育成

- ア 学校内外の生活体験に基づき、人と人との相互関係を正しく理解し協同できる、自主・自律の精神を養うこと
- イ 郷土の伝統・文化に進んで関わり、正しく理解すること
- ウ 進んで国際協調の精神を養うこと
- エ 生活を営む上で必要な衣、食、住について理解し、基礎的な技能を養うこと
- オ 国語を、正しく理解し使用する能力を養うこと
- カ 数と量との関係を、正しく理解し処理する能力を養うこと
- キ 自然現象を観察し、科学的に処理する能力を養うこと
- ク 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること
- ケ 日常生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸について理解し、基礎的な技能を養うこと

## 〔中学校教育の行動計画〕

### (1) 生徒の育成

- ア 小学校における教育目標を発展させ、国家および社会の形成者として必要な資質を養うこと
- イ 社会に必要な職業について、基礎的な知識と技能、勤労を重んずる精神および個性に応じて将来の進路を選択できる能力を養うこと
- ウ 学校内外における社会的活動に関わり、その活動を正しく導き、公正な判断力を養うこと

## (2) 市内高等学校との連携・支援

- ア 生徒数の減少や都市集中化等の課題に対応していくため、中学校と高等学校の連携を強化すること
- イ 地元高等学校との地域交流を通して、市民の高等学校への関心を高めること

## 2 家庭教育

- 深く豊かな人間性の基礎と社会性を育む家庭教育
  - 愛情としつけを通して乳幼児の成長の最も基礎となる心の基盤を形成する家庭教育
- 目標

次世代、郷土安曇野を担う人づくりと人間性豊かな、社会性のある子どもを育てます。

### 行動計画

- (1) 家庭教育を充実するための保護者への支援
  - ア 子育て関係者への子育てのための学習機会の提供
  - イ 子育てに関する情報提供

## 3 幼児期の教育・保育

- 社会・文化・自然などに触れ、幼児期なりの世界の豊かさに出会う幼児期の教育・保育
  - 子ども・子育て支援事業計画による、福祉・教育の連携した幼児期の教育・保育
- 目標

ふるさと安曇野の良さを知り、未来に夢をひろげ、思いやりをもったたくましく生きる子どもを育てます。

### 行動計画

- (1) 幼児の育成
  - ア 主体性・創造性を持った子ども
  - イ 体・心・知恵のバランスがとれている子ども
  - ウ 群れて元気に遊ぶ子ども
  - エ 思いやりのある子ども
  - オ 安曇野の文化・自然の中に自ら浸りこんでいける子ども
- (2) 一貫性のある幼児の教育体制を構築
  - ア 幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の連携
  - イ 幼児教育の必要性の発信
  - ウ 子育て相談・支援
- (3) 教育・保育環境の充実
  - ア 幼稚園、保育所園の施設及び設備の充実を図るとともに、認定こども園の普及促進

## 4 生涯学習

- あなたが主役 ともに創ろう ともに学び ともに支え合う 生涯学習のまち  
目 標

「だれでも、いつでも、気軽に学べるまちづくり」と「学びの成果が活かされるまちづくり」を進めます。

### 行動計画

#### (1) 生涯の各段階に応じた学習機会の充実

- ア 子どもの成長支援講座の充実、子育て相談体制の充実及び関係機関との連携
- イ 青少年期の育ちの場の充実、生きる力を育む環境整備及び健全育成のための連携強化
- ウ 成人期の趣味や教養及び仕事などにも役立つ学習機会の充実と地域交流の促進
- エ 高齢期の健康増進活動及び活動の場の充実と交流活動の促進

#### (2) 現代社会の課題や市民の学習要望に応える学習機会の充実

- ア 環境、健康及び地域福祉を進める学習の推進
- イ 芸術文化活動の振興
- ウ 国際理解、外国人支援及び地域の安全・安心を進める活動の推進
- エ 人権尊重の学習の推進
- オ 情報化に応じた学習の推進

#### (3) 生涯学習を支える環境の整備

- ア 公民館や交流学習センターを中心とした生涯学習施設の有効活用(追記 交流学習センター)
- イ 学習情報提供と学習相談体制の充実
- ウ 学習に参加しやすい環境づくり

#### (4) 学習成果を活かし支え合う協働のまちづくり

- ア 成果発表の機会の充実
- イ ボランティア活動の推進
- ウ 市民と行政の協働や市民交流の推進

#### (5) 一人ひとりが伝える役割を果たすまちづくり

- ア 生涯の各段階に応じ役割を果たすまちづくり
- イ 風土に根ざした技や知恵を広げる伝える仕組みの構築(再確認 計画に「る」なし削除)
- ウ リーダーバンク制度の充実

## 5 スポーツ振興

- 豊かな人生を実現する 健康スポーツ都市 安曇野  
目 標

市民の「2人に1人が週1回以上のスポーツを実施」を進めます。

### 行動計画

#### (1) 生涯スポーツの推進

- ア 子どもスポーツ活動の推進

- イ スポーツに親しむ機会の充実
  - ウ スポーツによる健康・体力づくりの推進
  - エ コオーディネーショントレーニングの普及
  - オ スポーツに親しむための情報サービスの向上
- (2) スポーツ施設の整備と有効活用
- ア 公共スポーツ施設の整備・充実
  - イ 自然を生かしたスポーツ環境づくり
- (3) 競技スポーツの振興と指導者の育成
- ア 選手の育成・支援
  - イ 高い技術に触れる機会の充実
  - ウ 指導者の養成と指導体制の活性化
- (4) 高齢者・障がい者スポーツの推進
- ア 高齢者スポーツ活動の支援
  - イ 障がい者スポーツ活動の支援
- (5) スポーツを通じたコミュニティづくり
- ア 総合型地域スポーツクラブの育成支援
  - イ スポーツを通じた交流の充実
  - ウ スポーツボランティア活動の推進
- (6) 安曇野市公式スポーツ施設整備計画の推進

## 6 文化振興

### ○ 学ぶ心が育ち、文化のかおるまちをつくる文化芸術の振興

#### 目標

郷土の歴史的・文化的遺産や伝統文化、古文書などを保存・継承し、それらを活用して創造的な芸術文化活動が活発に行われるようになります。

#### 行動計画

- (1) 残したい安曇野の文化
  - ア 自然との共生と自然環境の保全
  - イ 文化的景観の保全
- (2) 伝えたい安曇野の文化
  - ア 先人の顕彰と資料・作品の計画的な収集
  - イ 地域文化の理解と尊重及び伝統文化や郷土芸能の保存と継承
- (3) 感じたい安曇野の文化
  - ア 文化芸術施設の整備・充実
  - イ 特色ある文化芸術施設の運営と施設間の連携強化
  - ウ 芸術鑑賞機会の充実と市民活動の育成支援
- (4) 学びたい安曇野の文化
  - ア 文化財の保存と活用
  - イ 古文書や歴史的価値ある行政文書の保存と活用及びデジタルアーカイブの推進と市史

(誌) 編纂

(5) 育てたい安曇野の文化

ア 地域文化を支える人材の育成

イ 地域文化の創造

ウ 産業活動との連携や文化交流の促進などによる文化資源の発掘と活用

## 7 図書館整備活動

(※図書館整備だと施設整備ととらえられることから活動に修正)

○多様化する市民の「学び」のニーズに応える図書館

### 目標

市民へ質の高い情報を提供できる「学習センター」「情報のセンター」「文化センター」として、生涯学習を進める上で市民の要望に応える図書館の確立を進めます。

### 行動計画

(1) 新鮮な資料や最新の情報の市民への提供

ア 様々なメディアによる、新鮮な資料や最新の情報の提供

(2) さまざまな「学び」の場としての図書館サービスの充実

ア あらゆる年代の市民が自由に訪れ、個人やグループが気軽に学ぶことができる生涯学習の拠点施設として基本的なサービスの充実

イ 市民の余暇活動を支援する施設として、図書館が役割を果たすべきサービスの確立

ウ 図書館施設の充実を図るため、新たな堀金図書館及び三郷図書館の改修・建設

(3) 「地域の教育力」を高める活動の推進

ア 子どもの多様な能力を伸ばすために学校図書館及び地域・家庭学習支援の充実

イ 市民の地域活動、生活、仕事などに必要な資料・情報の収集と提供

(4) 図書館利用に障がいのある方々への支援

ア 「図書館に来られない」「活字資料を読むことが困難」等への具体的な支援

イ 容易かつ効率的に資料・情報を利用できるための整備・拡充

ウ 対面朗読、大活字本、自宅への配本、最新の電子書籍配信等のサービスの充実

(5) 安曇野市の歴史文化の伝承

ア 地域文化の掘り起こしや継承のための郷土資料・情報の網羅的収集と保存

イ 新しい文化の創造に役立つ郷土資料・情報の整理・活用

ウ 郷土資料のデジタル化やアーカイブを、市民参加型の講座開設や学校との連携で活用

(6) 市民の調査・研究支援体制の強化援助

ア 情報活用アドバイザーとしてのレファレンス（相談・調査）サービスの充実

イ 中央図書館と分館および他市町村図書館との連携強化による情報活用の充実

ウ インターネット予約の推進

## ※9月定例会の協議事項

### 8について、前文の部分に組み入れる提案について（事務局案）

8の(1)(2)について前文に組み入れた場合、理念及び具体的表記となっていることから、教育指針と重複する内容と考えられ、2点のみの表記では記載内容が十分ではなくなり、総合計画で示されている内容についての標記が必要になると考えられます。

このため、8については前文には組み入れず、個別の例示の中に組み込まれているものとして対応することを提案したい。（教育大綱には、8については搭載しない。）

## ~~8 教育を推進するための基本姿勢~~

### ○ 本大綱を着実に推進するために、次のことを重視して取り組みます。

#### (1) 計画推進と教育による「まちづくり」

—教育を取り巻く状況は、近年一層厳しさを増しています。このような中で、質の高い教育を安定的かつ持続的に進めるためには、変化を恐れず、常に成果を検証・共有し改善につなげていく姿勢が求められます。

—このため、教育の主役が市民であることを自覚し、市民一人ひとりが、「まちづくり」の最大の基本が「教育による人づくり」であることを共有し、本本大綱に沿った取り組みを進めます。

#### (2) 教育にかかわる多様な主体との協働

—安曇野市全体の教育力を高めるためには、市の行政のみならず、学校、保護者、地域、社会・文化・スポーツ等の諸施設、企業など社会を構成するすべての市民が、それぞれの役割と責任を自覚しこれを果たすとともに、お互いに連携し協力することが求められます。

—また、困難な課題を抱える家庭には、行政がその役割を果たし支えていく配慮も必要になってきます。

—このため教育にかかわる様々な情報を積極的に提供し、学校と地域、教育にかかわるあらゆる団体等との協働、連携を進めるコーディネーターの育成や、ネットワークの構築等、教育の環境整備にも努めていきます。

—殊に、学校教育では、各学校において異なる実情や、児童生徒、保護者、地域住民等のニーズに応じた最適な教育がなされるよう教育現場における主体性、創意工夫を一層促す努力を進めます。

## 《参考資料》

### 【教育に関する安曇野市の各種計画等】

- 第1次安曇野市総合計画(基本構想)(平成25年度～平成29年度)
- 教育基本計画「安曇野市の教育」(平成25年度～平成27年度)
- 安曇野市文化振興計画(平成23年度～平成29年度)
- 生涯学習推進計画(平成27年度～平成29年度)
- 図書館基本計画(平成21年度～平成29年度)
- スポーツ振興計画(平成23年度～平成29年度)
- 人権教育・啓発推進計画(平成19年度～)
- 学校給食理念(目標)
- 子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度)
- 環境基本計画(平成20年度～平成29年度)
- 第2次男女共同参画計画(平成25年度～平成29年度)
- 第3次情報化計画(平成26年度～平成28年度)
- 安曇野市食育推進計画(第2次)(平成26年度～平成30年度)
- 安曇野市農業・農村振興計画(平成24年度～平成28年度)他

議案第9号	教育部 各課
平成27年10月26日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援についての協議
要旨	生涯学習課 後援 1件
説明	詳細 別紙

## (平成27年度10月定例会 協議事項)

## 教育部 生涯学習課共催・後援台帳

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
1025	H27.9.28	インターネット教室	特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会	会長 田中英彦	後援	特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会の活動を通じて、本セミナーを広く市民の皆様にお知らせするのに役立ち、公共性ある内容であることを認識いただけます。また、学校教育に關係する者の業内にも役立ち、興味を持ついたしました。そこで、安曇野市の情報セキュリティ教育に寄与できると考えます。	9月18日	平成27年12月4日(金)	安曇野市 穂高公民館 第2会議室	誰でも手軽にインターネットに接続できるようになつた今日、思われるトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性がますます高くなつてきています。インターネットを安全快適に活用するにはどうしたらいいのか、被害にあつたときにはどうしたか、被害いかどいつた情報をセキュリティの基礎知識を身につけるため、独立行政法人情報処理推進機構とNPO日本ネットワークセキュリティ協会は、全国で「インターネット安全教室」を開催しています。この度、長野県内活動を行っております「PCシェル」の共催で安曇野市にて開催することとなりました。	・主催者/共済者からのお話をビデオ上映、復習クイズ、講師解説・警察からのお話を質疑応答	—	—	—	基準第3条第2項により可

【教育委員会定例会提出資料】

報告事項 第1号	教育部 各課
平成 27 年 10 月 26 日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
要旨	学校教育課 後援 1 件 生涯学習課 後援 15 件 文化課 後援 6 件
説明	

平成27年度教育部 学校教育課共催・後援会 帳

(平成27年10月定例会 報告事項)

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	理由	承認	承認(専決)	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
221H27.10.1	第41回中信地区小学校 管楽器交歓演奏会	中信地区小学校管 楽器研究会	太田 泰 会長	中信地区の各市町 村がこの参加が地 域社会の教育、それらの教 育委員会から後援をい うて、その中にて、参加し た一団員や参加する 保護者が教育委員會 の方々にも支えられ てきるため。	後援	平成21年 11月21 日 ～22日	専決 過去承 認	○	キッセイ文化 ホール	中信地区の小学校の金管／木管、吹奏 楽を愛好する児童が一堂に会し、管打 楽器などの日々の練習技術を発表し合うこと を目的とした演奏会を開催し、交流を深めよう。	金管／木管、吹奏楽・マーチング／パンド ルの発表 参加校43校：安曇野市からの参加校は 豊科南小・豊科東小・朝霧南小・高 山小・鈴鹿西小・三郷小・福井小・明北 小学校 出場予定数 1,600名程度 入場料金 2日間で述べ1,600名	○ ○	○ ○	○ ○	基準第4条2 項により可			

## (平成27年10月定例化 報告事項)

## 平成27年度教育 生涯学習課共催・後援会帳

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	承認	承認(専決)日	金場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課担当
96	H27.9.28	安曇野市施設行10周年記念 安曇野リトルカップ争奪大会第5回ティーボール野球大会	あづみ野テレビ株式会社	あづみ野テレビ株式会社	後援	大会開催および大会に向けたの練習。	9月 28 日 (土) 予備日:10月11日 (日)	10月 10日 (土) 予備日:10月11日 (日)	○	過去承認	○	10月 2 日 高家スポーツ広場	ティーボール野球を通じて、スポーツの楽しさを知つてもう少しに青少年の健全育成への貢献をする。	参加賞格 安曇野市および松本市波田の原則として小学校が3年生以下の男女の実力方法 安曇野のリーグ競技・方式とする(チーム3,000円)参加料:1チーム3,000円	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第4条第1号による可	基準第4条第1号による可
97	H27.9.30	コカ・コーラ杯第33回長野県小学生バレーボール大会(中南信大会)	長野県バレーボール連盟	長野県バレーボール協会、長野県小学校生バレーボール連盟(長野県バレーボール連盟)、安曇野・東筑支部	後援	安曇野市の体育施設を借りて大会を開催する。開催地区児童の競争とバレーボール向上と体力養成を図る。	9月 30 日 (日) 予備日:10月17日 (土)	10月 18日 (日) 予備日:10月17日 (土)	○	過去承認	○	10月 5 日 男子:鶴高西中学校体育館 女子:明科中学校体育馆 明科中学校体育馆、明南小学校体育馆、明南小学校勤労者総合体育館	スポーツ(バレーボール)を通じて、中南信地区の児童の競争を図る。バレーボールにより実施。人制規則:1チーム3,000円	競技方法:トーナメント方式 3セカンドマッチ、ブリーボン制・6人制規則による実施。 参加費:1チーム3,000円	-	-	H21	基準第4条第1号による可
98	H27.9.18	40周年記念第17回スワンカラーフォト大会	豊科家庭婦人バレーボール連盟	豊科家庭婦人バレーボール連盟	後援	会員が一同に金、40周年手を記念したトーナメント試合のボーナスの振興を寄与する。	9月 18 日 (日)	平成27年10月25日 (日)	○	過去承認	○	10月 5 日 豊科勤労者総合スポーツ施設	40周年を記念したトーナメント試合を高めるとともに、会員の体力・技術の向上を図る。	競技方法:トーナメント方式	○ ○ ○	基準第4条第1号による可		
99	H27.10.2	お話をきくスマスマスペンション	明科おはなしの会	久保田 愛美	後援	明科おはなしの会	会長 望月 尚美	平成27年10月2日 (日)	○	過去承認	○	10月 5 日 あやめジニアール「あやめホール」	こどもたちに生の人の声、手のぬくもりが伝わる、良い児童文化を届けたい。そして、そうした活動を伝えている人たちがいることを聞いていたい。	文ちゃんこと荒木文子さんのお話を会	- ○ -	基準第4条第1号による可		
100	H27.10.1	市民タイムス杯争奪硬式野球アーリートリトル大会	豊科少年硬式野球協会	内田 千章	後援	小学生から6歳生が対象であること。	10月 1 日 (日) 予備日:10月11日 (日)	平成27年10月25日 (日) 予備日:10月11日 (日)	○	過去承認	○	10月 7 日 高家スポーツ広場	松本2(新庄内シャガース・波田塙屋、白馬大町連合会・安曇野リーグ)による少年硬式野球大会で、各年齢によるトーナメント戦。	参加料:1リート10,000円	○ - -	基準第4条第1号による可		
101	H27.10.7	地域で共に生きようフェスティバル実行委員会	実行委員長 大和実	地域で共に生きようフェスティバル実行委員会	後援	地域で安心して参加してもらえるようにするために。	9月 25 日 (日)	平成27年10月31日 (日)	○	過去承認	○	10月 13 日 鶴高交流学習センター「みらい」	イベントを通じて障がい者(主に精神障がい者)の方々への理解を深めていくため、一般市民の方に深めていくために開催する。	年行事 講演会「ユニバーサルデザインでできる学習の可能性」、DVD上映、講師口頭発表、太鼓体験、ダンス、精神疾患に関する啓発チラシの配布	-	H21	基準第4条第1号による可	
102	H27.10.5	第109回信州発達障害研究会講演会	信州発達障害研究会	降旗 勝道	後援	講演者が市の後援を得て行っているとわかりてもらえるようにするために。	10月 2 日 (日) 午後1時~4時	平成27年11月15日 (金)	○	過去承認	○	10月 8 日 塩尻市レザンホール	発達障害についての啓発活動	入場無料 講演会「ユニークな技術でひかるる学習の可能性」(東御市立田舎中小学校通常学級教諭 特別支援教育コーディネーター)	○ ○ ○	基準第4条第1号による可		
103	H27.10.1	長野県スポーツリーダー養成講習会(秋講習会)第1回認定員養成講習会	長野県スポーツ少年団	本部長 柴満喜夫	後援	本事業は、「有資格者の指導による青少年の健全育成」を目的とし、文部科学省、長野県教育委員会が後援する公益財団法人日本体育協会、公益財团法人長野県体育協会、長野県スポーツ少年団	9月 30 日 (日)	平成27年11月6日 (金) (11月6日(日))	○	過去承認	○	10月 13 日 堀金公民館	地域住民のスポーツの生活化・定着化を促進するためのスポーツ指導者をサポートするスポーツリーダーの養成及び地域・市町村においてスポーツ少年団の育成・指導員の育成を行ふため。	受講料:1人2,240円(受講料2,160円、子ギフト代1,080円)	○ ○ ○	基準第4条第1号による可		

## (平成27年10月定例化 報告事項)

## 平成27年度教育部 生涯学習課共催・後援会帳

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
104 H27.9.24	穂高杯卓式テニス大会	穂高体協テニス部	梅田 弘明	安曇野市体育協会	後援	テニスの普及と競技力向上のため。	9月 22 日 (日)	平成27年 11月6日 (日)	○	過去承認	○	10月 13 日	豊科南総合公園 園子ニスコート	テニスの普及と競技力向上を目的とした一大会。長野県ランキング大会に参加不可)	試合方法:予選ラウンドロビン(総当たりリーグ戦)、決勝トーナメント(予選1、2位)、コンソルトーナメント(予選3、4位) 参加料:1組3,000円	○	—	—	基準第4条 第2号による 第1号可
105 H27.9.28	安曇野アーチボール卓球大会	安曇野卓球連盟	会長 西村 義夫	安曇野卓球連盟	後援	社会教育の一環として必要。	9月 20 日 (日)	平成27年 11月15日 (日)	○	過去承認	○	10月 13 日	豊科南社会体育館	中高年者(30歳以上)を対象に生涯スポーツの一つとして、卓球競技を通じ楽しむ者の拡大を図る。	試合方法:3ダブルスによる予選リーグ及び決勝トーナメント方式 参加料:1人1,000円	○	○	○	基準第4条 第2号による 第1号可
106 H27.9.28	ジュニア安曇野卓球選手権大会(小学生・高校生)	安曇野卓球連盟	会長 西村 義夫	安曇野卓球連盟	後援	中曽地区の生徒と卓球により教養を深め換るために。	9月 20 日 (日)	平成27年 11月29日 (日)	○	過去承認	○	10月 13 日	穂高総合体育馆	卓球競技を通じ、各地域との交流、競技を通じ、且つ卓球の普及技術、卓球技術の向上を目的とする。	競技種目:①小学校1~4年生男子の部;女子の部、②小学生5~6年生男子の部;女子の部、③高校1~2年生1部男子の部、④高校1~2年生2部男子の部・女子の部 競技方法:トーナメント方式 参加料:小学生600円、高校生800円	○	○	○	基準第4条 第2号による 第1号可
107 H27.9.24	長野県剣道ジニア強化練成大会兼新入県大会	長野県中学剣道ジニア強化委員会	長野県中学校長 浅間中学校 阿藤 由樹	長野県中学剣道ジニア強化委員会	後援	県レベルでの大会を開催するため。	9月 18 日 (土)	平成27年 12月5日 (土)	○	過去承認	○	10月 13 日	穂高総合体育馆	長野県地区東・中・南北信三つの代表が集まり、技を競い合い、又交流を深めるため。	試合方法:男女団体予選リーグ・決勝トーナメント戦	—	○	—	基準第4条 第2号による 第1号可
59	全国小学生タグラグビー選手権大会兼長野県タグラグビー交流会	長野県タグラグビー フットボール協会	(財)日本ラグビーフットボール協会 長野県ラグビーフットボール協会	金長 吉田 博美	後援	子供達の体力の向上と健全な精神及びチームワーク力育成の為。	9月 10 日 (日)	平成27年 12月6日 (日)	○	過去承認	○	10月 13 日	三郷文化公園 三郷中学校講堂	全国各地の小学生がラグビーからコントクトを除いたタグラグビーをプレーすることにより、仲間と助け合って自ら考えて道を切り開くラグビーフットボール協会を通じて、スポーツの意義を実感するなど、青少年の健全育成を目的とする。	15チームのリーグ戦及びトーナメント 参加料:1人300円	○	○	○	基準第4条 第2号による 第1号可
108 H27.9.24	全国小学生タグラグビー選手権大会兼長野県タグラグビー交流会	安曇野市体育協会	安曇野市(主催)安曇野卓球連盟	会長 西村 義夫	後援	社会教育一環として必要。	10月 8 日 (火)	平成27年 11月3日 (火)	○	過去承認	○	10月 15 日	堀金総合体育馆 剣道場	安曇野卓球連盟加入の中学生、高じ球指導者を講師に招き、競技やしゃべりに応じた具体的な指導方法や現代卓球の考え方等、指導者を対象とした講習会。	卓球指導者を講師に招き、競技やしゃべりに応じた具体的な指導方法や現代卓球の考え方等、指導者を対象とした講習会。	○	—	—	基準第4条 第2号による 第1号可
109 H27.10.13	卓球指導者講習会	安曇野卓球連盟	安曇野市バスケットボール協会	会長 古澤 実一	後援	競技の底辺拡大を目指す地域の大会として、子どもたちの交流の場として開催するため、市の後援をお願いしたい。	10月 13 日 (火)	平成27年 12月19日 (土・20日) (日)	○	過去承認	○	10月 15 日	堀金総合体育馆 堀金小学校 体育馆	安曇野市のミニバスケットボール大会の底辺拡大及び競技力向上を目的とした大会。低学年はチャレンジゲーム。 参加料:1チーム1,000円	競技内容:トーナメント方式とする(ただし収費も加える)。低学年はチャレンジゲーム。	○	○	○	基準第4条 第2号による 第1号可
110 H27.10.13	あづみ野少年バスケットボール大会	安曇野市バスケットボール協会	安曇野市バスケットボール協会	会長 古澤 実一	後援	競技の底辺拡大を目的とした大会として、子どもたちの交流の場として開催するため、市の後援をお願いしたい。	10月 13 日 (火)	平成27年 12月19日 (土・20日) (日)	○	過去承認	○	10月 15 日	堀金総合体育馆 堀金小学校 体育馆	安曇野市のミニバスケットボール大会の底辺拡大及び競技力向上を目的とした大会。低学年はチャレンジゲーム。 参加料:1チーム1,000円	競技内容:トーナメント方式とする(ただし収費も加える)。低学年はチャレンジゲーム。	○	○	○	基準第4条 第2号による 第1号可

(平成27年10月定例会 専決事項)

教育部 文化課 共催・後援台帳

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
59	H27.9.18	「10thクリスマスジャズコンサート	The Bigband of MusicToys	柴田 裕一	The BigBand of MusicToys & The BigBand of MusicToys OGOBAND	後援	後援を借りることでコンサートの宣伝活動を効果的に使うことができるため。	9月15日 平成27年 12月22日(日)	○	過去承認	○	まつもと市民芸術館	ジャズコンサート	コンサート	○	○	○	取扱基準第4 条第2号により可
60	H27.9.18	オペラを楽しむ会 第5回公演 オペラ「仮面舞踏会」	倉科 京子	オペラを楽しむ会	後援	広く市民に活動を知ってほしいため。	9月17日 平成28年 5月7日(土) 8日(日)	○	過去承認	○	まつもと市民芸術館	地域の音楽文化の振興に貢献する。	オペラの公演	-	-	○	取扱基準第4 条第2号により可	
61	H27.9.24	井口喜源治記念館 講演会	松尾 恒史	一般財団法人 井口喜源治記念館	後援	当館が実施する事に品質に對する保証。	9月18日 平成27年 11月7日(土)	○	過去承認	○	穂高会館 第一・第二会議室	学術文化の振興・普及のため。	講演会	-	-	○	取扱基準第4 条第2号により可	
63	H27.10.6	安曇野かかいけ 作品展示会	松井 二郎	安曇野かかいけ 会	後援	地域の方に關注を深めてもらい、芸術文化の向上を図るために。	10月6日 平成27年 10月29日(木) ～11月3日(火・祝)	○	過去承認	○	穂山公園 研成ホール	安曇野市内を中心とする15人 の絵画などを展示する。	絵画・彫刻・版画 等の作品展示	○	○	○	取扱基準第4 条第2号により可	
64	H27.10.7	モダン・デューケス・ モダン・デューケス・コンサート	中田 光男	モダン・デューケス	後援	市内公共施設・小中学校等にも宣伝チラシの配布やコンサートの案内をしたいため。	10月7日 平成27年 12月6日(日)	○	過去承認	○	あづみのコ ミューンチロ ール (安曇野市豊 田科)	小学生から大人までの広範囲 の人々にモダン・ジャズの演奏 に親しんでもらうことを通じて、 安曇野市内を中心にモダン・ ジャズを広めていきたい。	コンサート	○	○	○	取扱基準第4 条第2号により可	
65	H27.10.14	(仮)信濃雅楽会 第3回定期演奏会	信濃雅楽会	信濃雅楽会 保尊 力	後援	信濃雅楽会 演奏会を広めるため。	10月13日 平成27年 11月26日(木)	○	過去承認	○	穂高交流学 習センター 「みらい」 多目的交流 ホール	多くの人に雅楽に親しんでもら う。	雅楽の演奏会	-	○	○	取扱基準第4 条第2号により可	

## 報告事項第2号

### 平成27年度事業進捗状況報告（懸案事項等）《学校教育課》

学校教育係

事業（懸案事項）	現状況	今後の取組方 案
中学生海外ホームステイ交流派遣事業	<p>10月4日（日）開催の英会話レッスン2において、今年3月の第1回中学生海外ホームステイ交流派遣事業に参加した生徒8名を交えて交流学習会を開催しました。</p> <p>交流学習会では、以下の内容について質疑を行い、アドバイスを行うなど、来年3月に参加する生徒たちの学習意欲を掲げ立てるものとなりました。</p> <p>【質問内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 行く前に不安に思っていたことや実際にどうだったか。</li> <li>2 ホストファミリーやホストスクールの児童とのコミュニケーションにどのような手段が効果的だったか。</li> <li>3 ホストファミリー、ホストスクールで日本、安曇野市、自己紹介をするのに役立ったことや準備しておけば良かったこと、持つていけば良かったもの。</li> <li>4 ホストスクールでの過ごし方。</li> <li>5 事前学習についてのアドバイス。</li> <li>6 現地での服装。</li> <li>7 食事や現地で困ったこと。</li> <li>8 ホストファミリーへのお土産。</li> </ul>	

# 平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈生涯学習課〉

社会教育担当

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
市制施行 10 周年 記念 1/2 成人式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○講演会講師選定 4月 3 日 植松 努（うえまつ つとむ）氏 ・株式会社植松電機 専務取締役 ・株式会社カムイスペースワークス 代表取締役 ・NPO 法人北海道宇宙科学技術創成センター（HASTIC） 理事</li> <li>○代表小学校長との協議 4月 21 日 場所：豊科北小学校</li> <li>○安曇野市内小学校 4 年生学年主任打ち合わせ会議 6月 30 日 場所：会議室 301 内容：各学校における取組、市歌齊唱の練習</li> <li>○記念品を式典及び児童の発表を収録した DVD に決定 入札</li> <li>○安曇野市校長会小学校部会 事業最終説明 9月 14 日 場所：教育会館</li> <li>○案内通知発送</li> <li>○学校での取り組み取材 9月 28 日～10月 6 日</li> <li>○安曇野市市制施行 10 周年記念 安曇野市 1/2 成人式開催 児童：873 人、来賓 52 人、保護者 500 人の参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事後検証</li> <li>・11 月下旬 市役所に将来像掲示</li> </ul>
安曇野市公民館理 念の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育委員会 7 月定例会 7 月 23 日 安曇野市公民館の理念の策定について、</li> <li>○公民館運営審議会 7 月 31 日 諮問 安曇野市公民館の理念の策定について 協議 安曇野市公民館の経過と状況、課題 公民館長の意見</li> <li>8 月 27 日 協議 安曇野市公民館理念（案）について 安曇野市公民館の課題とその解消（案）について</li> <li>9 月 25 日 協議 安曇野市公民館理念（案）について 安曇野市公民館の課題とその解消（案）について</li> <li>10 月 8 日 答申 安曇野市公民館理念の策定について</li> <li>10 月 26 日 教育委員会 10 月定例会 協議案件</li> </ul>	

公民館条例・規則 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政策会議 5月13日 改正案趣旨承認</li> <li>○教育委員会 5月26日</li> <li>○公民館運営審議会 5月27日</li> <li>○社会教育委員の会 5月28日</li> <li>○市民説明会 合計127人</li> <li>○教育委員会 7月定例会 7月23日</li> <li>○法規審査委員会 7月23日</li> <li>○市議会全員協議会 8月6日</li> <li>○教育委員会 8月定例会 8月24日</li> <li>○平成27年 安曇野市議会 9月定例会 議案提出 8月31日</li> <li>○市議会福祉教育委員会 9月17日</li> <li>○平成27年 安曇野市議会 9月定例会 議決 9月28日</li> </ul>	規則の改正 1月 改正条例の施行 平成28年3月1日
----------------	---	----------------------------------

安曇野検定	<p>○打ち合わせ会議 4月 21日 場所：穂高公民館 内容：プラスシュアップ講座 安曇野検定準備講座</p> <p>○プラスシュアップ講座① 5月 28日 場所：穂高公民館 開削 200 年記念拾ヶ堰をどう伝えるか 講師：中島 博昭 氏 参加者 10 人</p> <p>○打ち合わせ会議 6月 9日 内容：プラスシュアップ講座 安曇野検定準備講座</p> <p>○プラスシュアップ講座② 6月 25日 場所：穂高公民館 ワークショップ・拾ヶ堰で何を学びどう活かすか 講師：宮崎 崇徳 氏 参加者 10 人</p> <p>○問題作成・採点業務委託 入札 7月 1日</p> <p>○安曇野を知る講座（検定準備講座兼）告知 7月 8日 広報あづみのNo210</p> <p>○安曇野を知る講座① 企画展講座「あづみの食文化最前線」とギャラリートーク 7月 20日 場所：豊科郷土博物館 31 人参加</p> <p>○プラスシュアップ講座③ 7月 26日 現地学習</p> <p>○プラスシュアップ講座④ 9月 13日 成果の発表</p> <p>○安曇野検定準備講座② 穂高古墳群 F 9号墳（二つ塚）発掘調査見学 9月 2日 場所：国営アルプスあづみの公園 38 人参加</p> <p>○安曇野検定準備講座③ 穂高・宮城地区の文化財を訪ねる 9月 9日 台風接近のため中止</p> <p>○安曇野検定準備講座④ 堀金・下堀地区の文化財を訪ねる 10月 7日 場所：堀金下堀地区 26 人参加</p> <p>○平成 27 年度 安曇野検定告知及び受験者募集 10月 13 日～12月 11 日</p>	<p>○プラスシュアップ講座後期 10/28、11/26、1/24、3/13</p> <p>○平成 27 年度 安曇野検定 1/31</p>

# 平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈生涯学習課〉

社会教育担当

事業 (懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
青少年センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○4月 20日 第1回運営委員会</li> <li>○5月 13日 長野県青少年補導センター理事会・研修会（上田市）</li> <li>○6月 3日 センターだより第2号発行</li> <li>○6月 11日 第2回運営委員会</li> <li>○7月 17日 第40回長野県青少年補導活動推進大会（上田市）</li> <li>○8月 5日 街頭巡回（三郷、堀金、明科地域）</li> <li>○8月 12日 街頭巡回（豊科、穂高地域）</li> <li>○8月 19日 第3回運営委員会</li> <li>○9月 5日 あづみっ子まつりへの参加</li> <li>○10月 7日 センターだより第3号発行</li> <li>○10月 14日 先進地視察（長野市少年育成センター）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11月、3月 運営委員会</li> <li>12月、3月 街頭巡回</li> <li>10月 20日 県補導センター所長研修会（千曲市）</li> <li>10月 30日 中信4市補導センター連絡会議（塩尻市）</li> <li>11月 14日 長野県青少年健全育成県民大会（上田市）</li> <li>12月 5日 青少年センター講演会</li> </ul>
市制施行 10 周年 記念 こども文化祭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○7月 27日 安曇野市子ども学芸クラブ会長と打ち合わせ（1回目）</li> <li>○8月 18日 安曇野市子ども学芸クラブ会長と打ち合わせ（2回目）</li> <li>○9月 4日 こども文化祭ポスター、チラシ原案完成</li> <li>○10月 30日 こども文化祭出演・出品者の募集締め切り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11月中 実行委員会の開催</li> <li>11月 28日 文化祭の開催 場所：みらい</li> </ul>
安曇野こども映画教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○4月 13日～5月 14日 参加者・ボランティア募集 応募者：27名 ボランティア：5名</li> <li>○5月 23日 開講式 場所：きばう 講師：河崎義祐（映画監督） 内容：講義、映画鑑賞、パート決定、企画の検討</li> <li>○6月 27日 第2回 内容：企画の検討、脚本の検討、撮影機材操作講義</li> <li>○7月 25日 第3回 内容：リハーサルおよび映画撮影（長峰山）</li> <li>○8月 22日 第4回 内容：映画撮影（穂高神社、穂高駅前商店街）</li> <li>○9月 12日 第5回 内容：映画撮影（近代美術館、穂高南小学校）</li> <li>○10月 24日 第6回 オールラッシュおよび編集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11月 14日 編集仕上げ</li> <li>11月 28日 こども文化祭にて完成披露試写会</li> <li>1月中 松本商店街映画祭へ出品予定</li> </ul>

# 平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

## 社会体育総務費事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会 予算額：2,412 千円		11月4日　スポーツ推進委員会全体会 11月7日　長野県スポーツ推進委員研究協議会
スポーツ推進審議会 予算額：137 千円		
各種競技会及び発表会出場者 激励金交付事業 予算額：1,000 千円	○9月末現在 申請件数：44 件 交付額：480 千円	
市民スポーツ祭 予算額：1,500 千円		6月28日～12月 種目別競技会 17種目 12月中旬 市民スポーツ祭実行委員会
スポーツ教室等 予算額：7,319 千円	○ヘルスアップ教室 10月3日～ 全8回 36名参加 場所：堀金総合体育館 他 ○ボディシェイプアップ教室 10月6日～ 全10回 20名参加 場所：三郷文化公園体育館	○ポールウォーキング講習会 10月29日～ 1回 場所：牧運動場 ○アーチェリー教室（3期） 10月7日～ 場所：高家スポーツ広場 ○スマイルステップ教室 11月25日～ 全10回 場所：堀金公民館 ○ニューススポーツ教室 11月18日～ 全10回 場所：豊科勤労者総合スポーツ施設 ○コオーディネーショントレーニングキッズ教室 11月7日～ 全4回 場所：堀金総合体育館
安曇野市体育施設の管理及び運営等に関する見直しについて	9月 条例等改正案議会へ上程 議決 9月28日	11月～ 関係団体に周知
公式スポーツ施設整備計画	9月30日 政策会議 公式スポーツ施設整備推進庁内プロジェクトチーム設置承認  10月1日 部長会議 公式スポーツ施設整備推進庁内プロジェクトチーム設置報告  10月15日 公式スポーツ施設整備推進庁内プロジェクトチーム設置 第1回庁内プロジェクトチーム会議	11月中旬 第2回公式スポーツ施設整備計画推進庁内プロジェクトチーム会議開催予定

# 平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

## 社会体育施設管理費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
有明運動場トイレ整備工事	8月7日 トイレ下水管渠工事業者選定 10月16日 トイレ棟整備工事業者入札起案	12月中旬 トイレ下水管渠工事入札予定 11月中旬 トイレ棟整備工事入札予定
堀金総合体育馆外壁改修工事	10月5日 第3回外壁改修工事打合せ 10月14日 第4回外壁改修工事打合せ	10月27日 第5回外壁改修工事打合せ予定 1月下旬 外壁改修工事竣工予定
穂高会館非常電源装置蓄電池交換整備工事	8月3日 非常電源装置蓄電池交換整備工事契約	1月中旬 非常電源装置蓄電池交換整備工事竣工予定

## 市民プール管理費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
施設修繕工事等	9月6日 プール終了 今年度入場者数 19,679人 (大人 5,938人、子供 7,337人、減免 6,404人)	10月下旬 修繕箇所の確認

## 平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈文化課〉

文化振興係

事業 (懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
文化振興計画 進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間評価調査業務（市民アンケート）業者の決定</li> <li>第一企画株式会社（長野市）が落札し、8月3日（月）付で委託契約締結（～28年1月31日）</li> <li>市民アンケート・団体アンケート発送、集約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>府内ヒアリング等を経て、年度内に中間評価とりまとめ</li> </ul>
東京藝術大学交 流事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校吹奏楽部楽器演奏指導 11月7日（土）・8日（日）</li> <li>東京藝術大学音楽学部の協力を得て実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度指導日程、合同コンサートの調整</li> </ul>
美術資料等選定 委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回美術資料等選定委員会 11月6日（金）</li> <li>豊科近代美術館・田淵行男記念館・高橋節郎記念美術館美術資料等の収集について（非公開）</li> </ul>	
安曇野市美術館 博物館連携事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャラリートークリレー 10月24日（土）～11月8日（日）</li> <li>ポスター、ちらし等配布</li> <li>実行委員会：10月14日（水）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学芸員研修会：11月27日（金）</li> </ul>
第5回田淵行男 賞写真作品公募	<ul style="list-style-type: none"> <li>実行委員会発足（安曇野市、安曇野市教育委員会、公益財団法人安曇野文化財団、田淵行男記念館）</li> <li>7月下旬から広報（ポスター、ちらし配布）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集受付：28年1月6日（火）～2月29日（月）</li> <li>審査：28年3月</li> </ul>
「安曇野文化」 刊行	<ul style="list-style-type: none"> <li>「安曇野文化」第17号（秋号）編集・印刷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>17号：11月末発行予定</li> </ul>
豊科近代美術館 テラス等修繕工 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>近代美術館展示室等の漏水対策工事</li> <li>10/14入札不落、11月再入札に向け準備中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>美術館事業との調整</li> </ul>
安曇野高橋節郎 記念美術館 「そば猪口アーコ ト公募展」	<ul style="list-style-type: none"> <li>10月17日（土）～11月15日（日）</li> <li>応募作品295点から8月3日（月）・4日（火）の審査会を通過した116点を展示</li> <li>市商工会「新そばと食の感謝祭」、安曇野スタイル連携「喫茶チロル」での「そば猪口展」出品、協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>巡回展</li> <li>愛知県瀬戸市新世紀工芸館：12月5日（土）～1月24日（日）</li> <li>山形県白鷹町文化交流センター「あゆ一む」：平成28年3月</li> </ul>
安曇野高橋節郎 記念美術館 講座「金で飾る そば猪口」	<ul style="list-style-type: none"> <li>期日 10月24日（土）・25日（日）9時30分～16時30分</li> <li>講師 東京藝術大学漆芸研究室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者募集（定員10名）</li> </ul>

## 文化財保護係

### 文化財保護事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
文化財パトロール結果の取りまとめ	・安曇野市文化財調査員から提出された市指定文化財を対象としたパトロール結果を取りまとめる。	・必要に応じ新年度予算へ反映
市制施行 10 周年記念事業 あづみのフィルム アーカイブ事業	・約 250 本の 8 ミリフィルムの提供があった。 ・目録作成がほぼ終了し、テレシネ作業を行なっている。	・11 月 15 日にフィルム提供者及びその家族、市民対象に 8 ミリフィルムを観る会を計画（貞享義民記念館研修室）
文化財関係説明板等の設置・改修・字句の訂正	・A-8 号墳説明板設置、穂高神社関係説明板内解説文の改修、旧小穴家住宅・構えの墓屋敷跡標柱説明文訂正事業終了（支払完了）	・「いわれの地」標柱建替え場所の選定
古文書調査	・「飯沼家文書」（南穂高）の調査	・継続調査
大口沢化石調査の実施と調整	・（株）塚原石産興業所有の土砂採取場（豊科大口沢）において化石が出土しているため、10 月 4 日に専門家の協力を得ながら取り上げ作業を行なう。10 月 8 日分析調査・クリーニングのため群馬県臍自然史博物館へ搬入。	・継続調査

### 埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
穂高神社境内遺跡発掘調査	・穂高支所建て替えに伴う穂高神社境内遺跡発掘調査（10 月 8 日～）。 ・発見された遺構 上面：（GL から -250 cm）古墳時代後期から奈良平安時代の住居址、掘立柱建物址等） 下面：（GL から -300 cm）弥生時代後期から古墳時代前半の住居址等。	・継続調査
H28 以降実施予定の公共事業等に係る埋蔵文化財等の保護について	・国、県、市の関係部署から提出された、平成 28 年度以降の予定されている公共工事（土木工事）について取りまとめを行なうとともに保護協議を実施。	・保護協議の継続実施。 ・必要に応じ新年度予算へ反映
埋蔵文化財包蔵地内での土木工事に伴う保護協議	主な事業 ・SAKURA プロジェクト植樹作業に伴う光城跡保護協議（現場確認→工法の再検討） ・防災倉庫建設に伴う上手屋敷遺跡、潮遺跡群塩田若宮遺跡保護協議 ・一般開発に伴う明科廃寺保護協議	→遺構のある場所へは植樹をしない。 →穂高神社境内遺跡発掘調査終了後、発掘調査実施。 →調査を行なう方向で協議中

文化課博物館係

郷土博物館事業

事業(懸念事項)	現況	今後の取り組み
展覧会 1 企画展「レッドデータブック」展（仮） 2 常設展示の一部更新（拾ヶ堰を扱った展示）	<p>○開催概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容：昨年度刊行された『安曇野市版レッドデータブック2014』から、人間との深いかかわりを持つ絶滅の危機にある動植物に標本やパネル等を展示して解説する。</li> </ul> <p>会期：平成28年3月12日（土）～3月27日（日） (但し、28年度4月まで延長されることも検討)</p> <p>会場：豊科郷土博物館 2階展示室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容：博物館では、平成25年度末に常設展示替えを行いリニューアルオープンした。その後2～3年ごとに常設展示替えを行うこととした。現在、水をテーマに扱った常設展示となっているが、平成28年は拾ヶ堰開削後200周年にあたるため、常設展示の一部について拾ヶ堰を主なテーマにした展示につくりかえる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各分野の専門者、環境部環境課、文化課との調整</li> <li>作業時期は3月ころを検討中。</li> </ul>
講座 1 講座「昔の暮らしを体験しよう！」 2 講座「押絵の干支をつくってみよう～申年編～」	<p>○開催概要</p> <p>開催日：11月7日（土） 国重要文化財曾根原家住宅で囲炉裏を囲みながら戦争中の子どもたちの暮らしについて話を聞いたり、大麦のワラで虫カゴをつくりたりする。</p> <p>○開催概要</p> <p>開催日：11月28日（土） 押絵で来年の干支のサルを作る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集期間 10月12日（月）～11月5日（金）</li> <li>募集期間 10月28日（水）～11月27日（金）</li> </ul>
刊行物発行 1 「安曇野風土記Ⅱ」執筆 2 紀要第2号 刊行	<p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内のお祭りを取り扱う</li> <li>刊行は平成27年度中</li> </ul> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26・27年度にかかる内容を中心に、館職員の中で執筆。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>執筆した原稿の内容の検証等に時間をかけて精度を上げる</li> <li>執筆分担及び内容の検討</li> </ul>

新市立博物館構想策定業務 パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パブリックコメント実施期間           <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月24日（木）～10月23日（金）</li> </ul> </li> <li>○博物館構想市民説明会 10月15日豊科、10月16日穂高、10月20日三郷、10月21日明科、10月22日堀金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧場所：文化課（3階6番窓口）、豊科郷土博物館、穂高会館、みらい、きぼう、三郷・堀金・明科図書館、各支所地域課、市ホームページ</li> </ul>
------------------------------	---	---

### 郷土資料館事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み 備　　考
穂高鐘の鳴る丘集会所の施設使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土の歴史や文化に係る学習や青少年の健全育成に関する事業を行う市民等の利用に供する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月1日現在、9月～11月に1団体が使用予定</li> </ul>

### 文化財資料センター事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み 備　　考
文化財資料センターの修繕 1 外部ダクト等の修繕 （予算額：486千円）  2 収蔵庫屋根改修工事 （契約金額：1,620千円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>・1階外壁に取り付けられているエアーシャワーや換気扇等を撤去し、収蔵室の外気遮断性を高める。</li> <li>・収蔵室の屋根を改修して天井の雨漏りを防ぐ。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者選定後、契約</li> <li>・11月2日足場組立。4日現場工事着手。12日作業終了。19日足場解体。</li> </ul>

### 貞享義民記念館事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み 備　　考
企画展示 1 ポテトプリント展  2 第5回フォトサロンなかがや写真展	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開催概要           <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催期間：10月3日（土）～10月30日（金） いも判で草花を押し染めた作品約150点を展示</li> <li>・来館者数：272人（10月14日現在）</li> <li>・10月25日（日）午後2時～アフタヌーンコンサート</li> <li>・開催期間：11月1日（日）～11月29日（日） フォトサロンの会員がこの1年間に撮影した写真の中から選りすぐりの作品を展示する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催中</li> <li>・広報あづみの216号（10月21日発行）に掲載</li> <li>・展示</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11月15日（日）午前10時～作品説明会</li> </ul>	
講座 1 古文書講座 「本当に初めての古文書—貞享騒動を読もう」	<p>○開催概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容：昨年度以上に初心者にもわかりやすい内容から、貞享騒動に関わる古文書を読むことを目標に進める</li> </ul> <p>日程：第5回9月12日（土）受講者：21人 第6回9月26日（土）受講者：17人 第7回10月17日（土） 第8回10月31日（土） 時間：午後1時30分～3時30分 講師：青木教司さん（元松本城管理事務所研究専門員）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各回テキスト作成</li> </ul>
2 朗読劇『おしゅん』@夢道場	<p>○開催概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容：大坪かず子作の児童文学『おしゅん』の朗読劇を、熊野神社の拝殿を模したシアターで鑑賞</li> </ul> <p>日程：11月23日（月・祝） 時間：1回目午前11時～/2回目午後2時～ 出演：森のおうち お話の会 人数：各回50人（事前申し込み・先着順）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月14日（水）より電話で受付</li> <li>・チラシ、ポスターの配布</li> <li>・出演者との調整、準備等</li> </ul>
ホームページのあり方を検討	<p>○現況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あづみ野TVのホームページサーバーを利用し、更新はあづみ野TVに依頼している（今年度の企画展の予定を更新済み）</li> <li>・豊科郷土博物館を中心とした博物館のホームページに貞享義民記念館の概要等も掲載、お知らせ欄も活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行のあづみ野TVのサーバー上のホームページは当分の間維持する</li> <li>・市公式ホームページのリニューアルに伴いサブサイトとして作成中</li> <li>・博物館のホームページ内の部分を必要に応じて更新する</li> </ul>

# 平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈図書館交流課〉

図書館交流担当

## 交流学習センター(施設)事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
穂高交流学習センター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安曇野スタイル展他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・会期:10月13日～11月3日</li> <li>・会場:穂高交流学習センター「みらい」交流ギャラリー及び展示ギャラリー</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民「マイ・コレクション」展 (Part1)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・会期:11月10日～12月27日</li> <li>・会場:穂高交流学習センター「みらい」交流ギャラリー</li> </ul> </li> </ul>
豊科交流学習センター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開館5周年記念事業優秀映画上映会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・期日:11月14日(土)・15(日)</li> <li>・入場料:500円</li> <li>・会場:豊科交流学習センター「きぼう」多目的交流ホール</li> <li>・申込み:10月14日から受付開始</li> </ul> </li> </ul>	
明科交流学習施設事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○明科学習館講座           <ul style="list-style-type: none"> <li>・期日:11月20日(金)午後2時～</li> <li>・入場無料</li> <li>・会場:明科学習館「ひまわり」ハーモニーホール</li> <li>・申込み:10月24日から受付開始</li> </ul> </li> </ul>	
交流学習センター運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交流学習センター運営委員会 第3回           <ul style="list-style-type: none"> <li>・期日:10月9日(金)</li> <li>・内容:先進地視察(武蔵野プレイス、韮崎市ニコリ)</li> </ul>  第4回           <ul style="list-style-type: none"> <li>・期日:10月23日(金)13:30～</li> <li>・会場:安曇野市役所</li> <li>・内容:安曇野市交流学習センターの管理・運営の方向性について、平成28年度事業計画について</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交流学習センター運営委員会 第5回           <ul style="list-style-type: none"> <li>・期日:11月中旬</li> <li>・会場:安曇野市役所</li> <li>・内容:安曇野市交流学習センターの管理・運営の方向性について ※図書館協議会との合同開催を検討</li> </ul> </li> </ul>

## 図書館事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
図書館事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○図書館協議会(第2回)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・期日:10月9日(金)</li> <li>・内容:先進地視察(武蔵野プレイス、韮崎市ニコリ)</li> </ul> </li> <li>○図書館協議会(第3回)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・期日:10月23日(金)10:00～</li> <li>・会場:安曇野市役所</li> <li>・内容:               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 安曇野市図書館の管理・運営の方向性について</li> <li>(2) 平成28年度事業計画について</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○中央図書館人形劇           <ul style="list-style-type: none"> <li>・期日:10月24日</li> <li>・会場:穂高交流学習センター「みらい」多目的交流ホール</li> <li>・内容:「とらまる人形劇団」による人形劇</li> </ul> </li> </ul>	

<b>報告事項第5号</b>	教育部 学校教育課
平成27年10月26日提出	(課長)古幡 彰 (担当室長)飯嶋 正成

タイトル	平成27年度全国学力・学習状況調査の結果概要について
要旨	「平成27年度 全国学力・学習状況調査」が4月21日に市内小・中学校17校で実施され、その結果が8月25日に公表されましたのでその概要を報告します。今後、教育施策や教育活動に役立てるため、市校長会と学力向上検討委員会を組織しての結果分析を行います。

## 【調査の目的】

- ◇ 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- ◇ 学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- ◇ そのような取組を通じて、教育に関する計測的な検証改善サイクルを確立する。

【調査実施日】 4月21日(火)

## 【調査実施学年/児童・生徒数】

学校	対象学年	実施校数	児童・生徒数
小学校	6学年	10校	890人
中学校	3学年	7校	892人

## 【調査内容】

## 1 教科に対する調査（国語、算数、数学、理科）

主として「知識」に関する問題(A)	主として「活用」に関する問題(B)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身に付けておかなければ後の学年等の学習に影響を及ぼす内容</li> <li>・実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力</li> <li>・様々な問題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力 など</li> </ul>

※理科については、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題を一体的に問う。

## 2 生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査

児童生徒に対する調査	学校に対する調査
学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査	指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する調査

## 3 結果について (別紙)

## 平成 27 年度 全国学力・学習状況調査の結果概要

「平成 27 年度 全国学力・学習状況調査」が 4 月に市内小・中学校 17 校で実施され、その結果が 8 月 25 日に公表されましたのでその概要を報告します。今後、安曇野市教育委員会として教育施策や教育活動に役立てるため市校長会と学力向上検討委員会を組織して結果の分析を行つてまいります。

### 調査の概要

- 調査の名称 平成 27 年度全国学力・学習状況調査
- 実施日 平成 27 年 4 月 21 日
- 実施学年 小学校 6 年生 (10 校、 890 人)、 中学校 3 年生 (7 校、 892 人)  
※私立小・中学校は調査対象外です。
- 調査の内容

- ①教科に関する調査 (国語、 算数・数学、 理科)
  - (ア) 主として「知識」に関する問題 [国語 A、 算数・数学 A]
  - (イ) 主として「活用」に関する問題 [国語 B、 算数・数学 B]
  - (ウ) 理科
- ②生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査

### <平均正答率の概要>

#### 【全国・長野県の平均正答率に対する比較の目安】

表 現	正 答 率 差
大きく上回っている	4.0 以上
上回っている	2.0 ~ 3.9
少し上回っている	1.0 ~ 1.9
ほぼ同じ	±0.1 ~ ±0.9
少し下回っている	△1.0 ~ △1.9
下回っている	△2.0 ~ △3.9
大きく下回っている	△4.0 以下

「大きく上回っている」とは・・・

教科に関する調査の結果について、本文中には、「大きく上回っている」、「少し下回っている」などと表現しています。これは、上記表に基づく基準で、それぞれの言い回しを用いています。たとえば、全国の正答率が 80%、安曇野市の正答率が 84% だった場合、別表に基づき、正答率差が 4.0 以上となり、「大きく上回っている」と表わします。

## 【小学校】

### ○ 小学校国語A 主として「知識」に関する問題について

\*全国（公立）より少し上回っている。長野県（公立）より少し上回っている。

#### 話すこと・聞くこと

全国（公立）より大きく上回っている。長野県（公立）より上回っている。

#### 書くこと

全国（公立）より上回っている。長野県（公立）より少し上回っている。

#### 読むこと

全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）とほぼ同じである。

#### 伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項

全国（公立）より少し上回っている。長野県（公立）とほぼ同じである。

(

### ○ 小学校国語B 主として「活用」に関する問題について

\*全国（公立）より少し上回っている。長野県（公立）とほぼ同じである。

#### 話すこと・聞くこと（調査問題なし）

#### 書くこと

全国（公立）より少し上回っている。長野県（公立）とほぼ同じである。

#### 読むこと

全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）とほぼ同じである。

#### 伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項

(調査問題なし)

### ○ 小学校算数A 主として「知識」に関する問題について

※全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）より少し上回っている。

#### 数と計算

全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）より少し上回っている。

#### 量と測定

全国（公立）より上回っている。長野県（公立）とほぼ同じである。

#### 図形

全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）より少し上回っている。

#### 数量関係

全国（公立）より上回っている。長野県（公立）より少し上回っている。

### ○ 小学校算数B 主として「活用」に関する問題について

\*全国（公立）より少し上回っている。長野県（公立）とほぼ同じである。

#### 数と計算

全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）とほぼ同じである。

#### 量と測定

全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）とほぼ同じである。

#### 図形

全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）とほぼ同じである。

### 数量関係

全国（公立）より少し上回っている。長野県（公立）より少し上回っている。

### ○ 小学校理科

\*全国（公立）より上回っている。長野県（公立）より少し上回っている。

#### 物質

全国（公立）より少し上回っている。長野県（公立）とほぼ同じである。

#### エネルギー

全国（公立）より少し上回っている。長野県（公立）より少し上回っている。

#### 生命

全国（公立）より上回っている。長野県（公立）より上回っている。

#### 地球

全国（公立）より上回っている。長野県（公立）より上回っている。

### 【中学校】

### ○ 中学校国語A 主として「知識」に関する問題について

\*全国（公立）より少し上回っている。長野県（公立）より少し上回っている。

#### 話すこと・聞くこと

全国（公立）より少し上回っている。長野県（公立）より少し上回っている。

#### 書くこと

全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）とほぼ同じである。

#### 読むこと

全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）とほぼ同じである。

#### 伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項

全国（公立）より上回っている。長野県（公立）より少し上回っている。

### ○ 中学校国語B 主として「活用」に関する問題について

\*全国（公立）より少し下回っている。長野県（公立）とほぼ同じである。

#### 話すこと・聞くこと

全国（公立）より少し下回っている。長野県（公立）とほぼ同じである。

#### 書くこと

全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）とほぼ同じである。

#### 読むこと

全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）とほぼ同じである。

#### 伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項

(調査問題なし)

### ○ 中学校数学A 主として「知識」に関する問題について

\*全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）とほぼ同じである。

#### 数と式

全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）より少し上回っている。

### 図形

全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）より少し上回っている。

### 関数

全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）とほぼ同じである。

### 資料の活用

全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）とほぼ同じである。

## ○ 中学校数学B 主として「活用」に関する問題について

\* 全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）とほぼ同じである。

### 数と式

全国（公立）より少し下回っている。長野県（公立）とほぼ同じである。

### 図形

全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）とほぼ同じである。

### 関数

全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）とほぼ同じである。

### 資料の活用

全国（公立）より上回っている。長野県（公立）より上回っている。

## ○ 中学校理科 全体

\* 全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）とほぼ同じである。

### 物理的領域

全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）とほぼ同じである。

### 化学的領域

全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）より少し上回っている。

### 生物的領域

全国（公立）より上回っている。長野県（公立）とほぼ同じである。

### 地学的領域

全国（公立）とほぼ同じである。長野県（公立）とほぼ同じである。

## 学力

### ● 傾向と課題

各教科の平均正答率をみると、中学校の国語Bが昨年度に続き全国より少し下回っているという結果になりましたが、差は小さくなり改善傾向にあります。他は全国や長野県とほぼ同じか高い結果になりました。また、調査結果の経年変化を見ると、国語・算数(数学)とともに、基礎的な知識・理解や技能については良い傾向が見られました。しかしながら資料を基にしながら答える活用力を問う記述式の問題形式では正答率が低くなったり、無答率が高くなったりする教科の領域があることも分かってきました。こうした結果を、日々の授業に生かしていくためにも、調査結果を該当学年だけでなく全校の課題としていくことが必要であると思われます。

昨年度・一昨年度と無解答率を比較してみると、「国語の問題について、解答を文書で書く問題がありましたが、どのように解答しましたか」という質問に対して「全ての書く問題で最後まで

解答を書こうと努力した」と答えた安曇野市的小学生は79.9%（昨年度78.1）（一昨年度73.8）、中学生は75.5%（昨年度72.2）（一昨年度69.6）と増加傾向が見られました。算数・数学についての同様の質問である「全ての書く問題で最後まで解答を書こうと努力した」と答えた小学生は77.8%（昨年度83.4）（一昨年度79.5）、中学生は50.0%（昨年度62.4）（一昨年度39.8）でした。この数値を全国と比べると小学校では国語・算数とも少し上回る傾向にあり、中学では、国語・数学とも少し下回る結果になりました。

### 【小学校の傾向と課題】

国語では、言語についての基礎的な知識・理解や技能は、おおむね身についていると思われます。しかし、文章と図とを関係付けて自分の考えを書くこと【問B2三】、目的や意図に応じて書くこと【問B3二】に課題があると思われます。書く問題で最後まで書こうと努力する良い傾向になってきていますが、正答率が他の問題よりも低い結果になっています。引き続き「書くこと」への指導の充実が求められます。その他、引用に関する設問【問A5二】の正答率が低くなっています。引用の仕方を指導すると共に目的に応じて、適切に引用できるように指導することが必要であると思われます。

算数では、「数と計算」の領域で、基礎的な計算をする技能などは昨年と同様におおむね定着していると思われます。しかし、示された情報から基準量を求める場面を捉え、比較量と割合から基準量を求める問題【問B2(2)】や、示された図において、分割された二つの図形の面積が等しくなるわけを書く問題【問B5(1)】など、活用力を問う問題には課題があるので、数学的な考え方を伸ばしていく指導が一層必要であると思われます。

理科では、すべての領域において全国の平均を上回っています。また、県の平均を少し上回っています。基礎的な自然事象に対する知識・理解はおおむね身についていると思われます。しかし、温度の変化に伴って変わる析出する量について、グラフを基に考察して分析すること【問3(6)】や方位を判断するために、観察した事実と関係付けながら情報を考察して分析すること【問4(1)】などに課題があります。科学的な思考・表現を伸ばしていく指導の工夫を続けて行くことが、「活用」に対応する学力のさらなる伸長につながっていくと思われます。

### 【中学校の傾向と課題】

国語では、文脈に即して漢字を正しく書いたり、語句の意味を理解し、文脈の中で適切に使ったりする、基礎的な知識・理解や技能などはおおむね定着していると思われます。しかし、表現の技法（擬態語）についての理解を問われる問題では正答率が低い結果となりました。また、状況に応じて、資料を活用して話すこと【問B1一】や、文章の中心的な部分と付加的な部分などを読み分け、要旨を捉えること【問B2二】などに課題があると思われます。

数学では、基本的な計算技能はおおむね身についていると思われます。また、4領域の長野県の平均正答率との比較では、A問題でほぼ同じか少し上回り、B問題でほぼ同じか上回る結果となりました。特にB問題の「資料の活用」領域では、長野県・全国よりもともに上回りました。一方、数量関係を等式にあらわすこと【問A2(2)・問A3(3)】や具体的な事象を数学的に解釈した上で処理したり、その結果を説明したりする【問B1】にことに課題が見られました。このことは、生徒質問紙質問番号(63)「数学の授業で学習したことを普段の生活の中で活用できないか考えますか」の質問に対し、あてはまらない・ややあてはまらないと回答した生徒が6割を超えていることとも関連があると思われます。題材として日常的・具体的な事象を提示し、そ

れを「数学」のステージにのせて考察し、その結果を評価改善していく学習活動を位置付けていくなどの工夫が必要であると思われます。

理科では、平均正答率が、全国平均と比べてほぼ同じ程度であり、県平均と比べて少し上回る結果となりました。生物領域においての基礎的な知識はおおむね理解できていると思われます。しかし、地学領域においての科学的な思考・表現を問う、他者の考えを検討して、誤っているところを修正する〔問2(3)〕については、理解が十分でないと思われます。また、適切な課題を設定する〔問7(3)〕や事象が起こる理由を説明する〔問5(2)〕といった記述式の問題では無回答率が他の問題より高くなりました。生徒自らが自然の事物・現象から問題を見いだし、適切な課題設定を行い、追究するといった、科学的な思考・表現力を高める指導が一層必要であると思われます。

## 生活環境や学習状況

### ●傾向と課題

小学校・中学校ともに幾つかの項目で、全国や長野県と同じかまたはよい傾向がみられます。中でも「今住んでいる地域の行事に参加している」「学校のきまり(規則)を守っている」「友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができる」「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している」「新聞を読んでいる」などは、今後も大切にしていきたい安曇野市の児童生徒のよい傾向であると思われます。また、朝食を毎日食べることや起床就寝の時間を一定させることも例年同様良い傾向がみられます。

#### 【小学校の傾向と課題】

基本的な生活習慣が定着し、学校のきまりを守り、友達の話をよく聞き、難しいことにも挑戦するという良さがある反面、「家人の人と学校での出来事について話をする」「友達の前で自分の考え方や意見を発表する」ことについては、全国や県に比べて低い傾向がみられます。

また、自分で計画を立てて勉強していると答えた児童の割合は年々向上傾向にありますが依然として低い実態があります。さらに、家庭学習の内容についてみると予習や復習をすると答えた児童生徒は全国平均よりも低い傾向があり、自分で計画を立て学習をしているものの授業の予習・復習には結びついでいない実態があると考えられます。

「普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか」について、全国や長野県より使用時間が短い傾向がみられました。「携帯やスマートフォンをもっていない」割合は56.1%で全国を大きく上回っていますが県平均とほぼ同じで、年々減少傾向にあります。学校や家庭が連携してネットのマナーや留意点、使用上の約束を確認する必要があります。

#### 【中学校の傾向と課題】

「ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある。」「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している」「自分には良いところがある」と答えた生徒は、全国や県と比べると高い傾向がみられ、自尊意識の高さが伺えます。

「読書がすき」「家で学校の宿題をしている」も、全国や県を大きく上回っています。「家で、自分で計画を立てて勉強をしている」「家で、学校の授業の予習をしている」「家で、学校の授業の復習をしている」と答えた生徒の割合は、全国よりも大きく下回り、家庭学習の内容や方法に

について小学校と連携し一貫した改善の取り組みが必要であると思われます。

「普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか」では、使用時間が全国や長野県よりも短くなっています。「携帯電話やスマートフォンをもっていない」割合は56.1%で全国を大きく上回り、長野県とほぼ同じです。「普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、テレビゲーム(コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む)をする時間」は、長野県とほぼ同じで、全国より短い傾向があります。携帯電話やスマートフォンの使い方については、危惧される様々な状況を想定しながら、必要な指導をしていく必要があります。

### 調査の今後の活用

安曇野市教育委員会と各学校は、調査を通して把握した児童生徒の実態を教育施策や教育活動に役立てていくために、関係機関と連携しながら次のような取組を行います。

教育委員会は

- ① 全国学力学習状況調査の分析から見えてくる児童生徒や学校の評価や課題を、日々の教育活動に活かせるように支援していきます。
- ② 基本的な生活習慣や家庭学習のいっそうの定着を図るために、校長会・教育会・市PTA連合会と協働で作成した「家庭学習のすすめ」の理解と活用を進めています。
- ③ 授業や学校生活、家庭学習などに見られる教育課題に対応していくために、市校長会、市教育会と連携して、調査・研究を行ったり、小・中学校間の教職員の交流や研修などを推進したりしていきます。
- ④ 指導方法を改善し、学習効果を高めるために、市費加配教員(市費により、教員の標準定数に加えて配置された教員)の配置について検討していきます。

学校は

- ① 基本的な生活習慣の形成と家庭学習の定着のために、市教育委員会や家庭、地域と連携をしながら取り組んでいきます。また様々な機会を通して協力を呼びかけたり、支援をしたりしていきます。
- ② 児童生徒が、授業や学校生活、家庭学習などについて自分の課題を知り、自ら改善していくことができるよう、児童生徒と各家庭へ具体的な指導・助言や支援を行っていきます。
- ③ 自校の傾向や課題を把握・分析し、指導内容や指導方法の改善に生かすようにしていきます。そのために、以下の点にも配慮します。
  - (ア) 「家庭学習のすすめ」や各校の学習の手引き活用の観点からも分析する。
  - (イ) 回答数が低い(0～2問程度)児童・生徒の分析をする。
  - (ウ) 有意に落ちている又は伸びている問題の分析をする。
  - (エ) 当該学年、当該教科だけの課題にするのではなく、全校の授業改善の課題にするために、CRTなどの学力検査と関連付けて分析する。
- ④ 「児童(生徒)質問紙」や「学校質問紙」から見えてくる評価や課題を、日々の指導や教育活動に生かしていきます。

### 比較的正答率が高い傾向にある子どもの生活の様子

学力調査結果と学習状況調査結果のクロス集計を分析すると、小学校・中学校により多少の違

いはありますが、表1、2に示す項目などにおいて正答率が比較的高い傾向が見られます。

【表1】(小学校の例)

- ◇ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある。
- ◇友達の前で自分の考えや意見を発表することが得意だ。
- ◇家人(兄弟姉妹を除く)と学校での出来事について話をする。
- ◇家人(兄弟姉妹を除く)は、授業参観や運動会などの学校の行事に来る。
- ◇家で、自分で計画を立てて勉強している。
- ◇読書が好きだ。
- ◇国語・算数・理科の勉強は大切だと思う。
- ◇学校の授業などで、自分の考えを他の人に説明したり、文章に書いたりすることは難しいとは思わない。
- ◇授業で扱うノートに、学習の目標(めあて、ねらい)とまとめを書いている。
- ◇解答を文章などで書く問題は、最後まで解答を書こうと努力した。

【表2】(中学校の例)

- ◇普段(月～金曜日)、1日当たりテレビゲーム(コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む)をする時間が短い。
- ◇昼休みや放課後、学校が休みの日に、本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館に行く頻度が高い。
- ◇家人(兄弟姉妹を除く)は、授業参観や運動会などの学校の行事に来る。
- ◇家で、学校の授業の復習をしている。
- ◇学校に行くのは楽しいと思う。
- ◇地域や社会で起こっている問題や出来事に关心がある。
- ◇読書が好きだ。
- ◇国語・数学・理科の勉強は大切だと思う。
- ◇学校の授業などで、自分の考えを他の人に説明したり、文章に書いたりすることは難しいとは思わない。
- ◇解答を文章などで書く問題は、最後まで解答を書こうと努力した。